

MORINOMIYAKO SHINKIN BANK
杜の都信用金庫
REPORT
2021

ディスクロージャー誌



杜の都信用金庫

経営理念・経営姿勢

杜の都信用金庫は 笑顔と笑顔の 「絆」をたいせつにしています。

私たちは、地域とともにあゆみ、人に、街に、やさしく、お客さまとの「絆」をたいせつに、
地域のお役に立つことをしてまいりたいと考えております。



経営理念

中小企業の 健全な発展

地域の中小企業の健全で
継続的な発展に向け、
お取引先の支援・再生に
積極的に取り組みます。

豊かな 国民生活の実現

地域の皆さまの豊かで
夢のある生活が
実現できますよう、
お手伝いします。

地域社会 繁栄への奉仕

地域経済社会の繁栄に
貢献するとともに、
自然や環境を
たいせつにします。

経営姿勢

杜の都信用金庫は…

地域金融機関としての公共性と社会的責任を自覚し、特に個人情報の管理を厳格に行うなど、コンプライアンスを遵守するとともに、地域の皆さまから一層の信頼をいただけるようガバナンスの向上を図り、もって健全で透明性の高い経営を行ってまいります。

杜の都信用金庫は…

お取引先との日頃からのコミュニケーションをたいせつにし、地域の皆さまの必要とする金融サービスをタイムリーに提供するなど、常に地域の皆さまの立場に立った経営を行ってまいります。

杜の都信用金庫の役職員は…

自然や環境をたいせつにし、地域社会の繁栄に奉仕するという誇りと情熱を持って業務に取り組み、明るく活力ある職場を作ってまいります。

杜の都信用金庫のご紹介

2021年6月末現在

名 称	杜の都信用金庫
本店所在地	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目5番30号
理 事 長	星 倫市
設 立	1932年(昭和7年)10月3日
出 資 金	2,674,820千円
会 員 数	41,699名
店 舗 数	26店舗および店舗外ATM13ヶ所
役 職 員 数	278人
営 業 地 区	宮城県の下記市町村 10市 仙台市・塩竈市・大崎市・名取市・岩沼市・多賀城市 登米市(但し、旧本吉郡津山町を除く)・栗原市 東松島市(但し、旧桃生郡矢本町を除く)・富谷市 6郡 柴田郡/柴田町・大河原町・村田町・川崎町 亘理郡/亘理町・山元町 宮城郡/利府町・七ヶ浜町・松島町 黒川郡/大郷町・大和町・大衡村 加美郡/加美町・色麻町 遠田郡/涌谷町・美里町



*本誌は信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づいて作成したディスクロージャー誌です。本誌に記載の比率、金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

ごあいさつ

うれしいこと、一緒に。

地域に貢献し、地域とともに歩み続ける
「もりしん」を目指して



皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から杜の都信用金庫をご支援・お引き立て賜りまして、誠にありがとうございます。

当金庫の経営姿勢、財務状況等を皆さまにわかりやすくお知らせするために、今年もディスクロージャー誌「杜の都信用金庫REPORT2021」をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和2年度は、地域とともに未来へ歩み続ける“もりしん”を目指して、地域やお客さまとのコミュニケーションの深掘りを図りつつ、コロナ禍の影響を受けられたお客さまの資金繰り支援をはじめとしたお客さま本位の金融商品・サービスのご提供のほか、社会貢献や文化活動等にも積極的に取り組んでまいりました。その結果、地域の皆さまの力強いお引き立てに支えられまして、おかげさまで預金・貸出金ともに順調に推移し、当期純利益も12期連続で黒字を確保することができました。

さて、令和3年度は、今後3年間にわたる「第6次中期経営計画」のスタートの年となります。「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」とあるという原点のもと、これからも「もっとも相談しやすい地元のしんきん」として、地域やお客さまが抱える課題解決のお手伝いに取り組み、地域の皆さまのお役に立てるよう努めてまいりたいと存じます。

引き続き、“うれしいこと、一緒に。”を合言葉に、「地域に貢献し、地域とともに歩み続ける“もりしん”」を目指し、お客さまとの信頼関係のもと、全役職員が一丸となって地域やお客さまの持続的発展に貢献できるよう取り組んでまいりますので、より一層のご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和3年7月

杜の都信用金庫

理事長 星 倫市

2020年度の事業の概況について

2020年度(令和2年度)は、第5次中期経営計画(2018年度～2020年度)の最終年度として、「うれしいこと、ご一緒に。」を合言葉に、「地域とともに未来へ歩み続ける“もりしん”」を目指して、「地域やお客さまの課題解決に向けた価値ある提案による「非価格競争力」の強化や円滑な資金供給を通じた貸出金利の適正なプライシングを実現させるとともに、経営の効率化を進め、収益性の向上を図りつつ、協同組織金融機関としての持続可能なビジネスモデルを構築していく。」という基本方針のもと、次の3つの重要課題を掲げて取り組んでまいりました。

- ①お取引先や地域の豊かな未来の創造に向けて、「もりしん」ビジネスモデルの取り組みを徹底して実践し、
強固な経営基盤を築く。
- ②収益性、生産性・効率性の向上を図り健全な財務を確保するとともに、法令等を厳格に遵守した適切な業務運営に努める。
- ③地域やお客さまの課題に向き合い、新たな価値創造に挑戦する地域のリーダーとなり得る人財を育成するとともに、
働き方改革に向けた取り組みを実践していく。

また、信用金庫の原点を踏まえ、地域やお客さまとのコミュニケーションの深掘りを“^(しんか)深化×進化”させ、地域に根差した様々な金融支援をはじめお客さま本位の業務運営に徹して、当金庫の独自性・特性を最大限に発揮しながら、強固な経営基盤を築いていくことに努めてまいりました。

具体的には、貸出関連では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられているお取引先の業況等について継続的にきめ細かく実態を把握するほか、「資金繰り対応窓口」や「資金繰り相談専用ダイヤル」の設置、生活資金支援ローンの取扱開始など、お客さまの資金繰り支援に注力してまいりました。また、お取引先の本業支援などのコンサルティング機能の向上という観点からは、事業拡大や新分野への進出、経営の効率化等を目指すお取引先に対して大手企業の紹介や情報提供を行う「ビジネスマッチング業務」、複数の外部専門機関との連携により事業承継・M&A支援を行う「しんきん事業承継コンソーシアム」、税理士法人との連携による相続・資産承継相談業務などの取扱いも開始いたしました。

預金関連では、期間限定キャンペーンで懸賞付定期預金「杜の都でっかい夢定期」や東北各地の産品を特典とした「ふるさと宅配便2020」(定期預金・定期積金)を取り扱いました。

地域社会貢献としては、文化芸術振興の分野で「県民ロビーコンサート」ネーミングライツや「リヒテンシュタイン侯爵家の至宝展」などの様々な協賛事業にも積極的に参画させていただきましたほか、宮城県内5信用金庫が宮城県内の地域経済の持続的発展に向けて連携して取り組んでいく「SDGs共同宣言」を公表いたしました。

『杜の都しんきん』第6次中期経営計画

当金庫は、2021年度から3年間の「第6次中期経営計画」(2021～2023年度)を新たに策定し、「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」という原点のもと、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」として、地域やお客さまが抱える課題解決に尽力することで信頼関係をより強固なものとし、地域やお客さまの持続的発展に貢献していくことを目指してまいります。

2021年度は、「第6次中期経営計画」の初年度として、地域に貢献し、地域とともに歩み続ける“もりしん”を目指して、「もりしん」ビジネスモデルを徹底し、地域やお客さまとのコミュニケーションを一層深化させ、お客さま本位の良質な金融商品・サービスをタイムリーに提供するなど、地域やお客さまの持続的発展に貢献できるよう、事業を推進してまいります。



目指すべき姿

“うれしいこと、一緒に。”
～地域とともに発展し続ける“もりしん”を目指して～

「地域社会発展のために設立された地元の信用金庫」であるという原点のもと、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」として、地域やお客さまが抱える課題解決に尽力することで信頼関係をより強固なものとし、地域やお客さまの持続的発展に貢献していく。

基本方針

地域やお客さまとの深度あるコミュニケーションにより把握した実態を踏まえ、課題解決に向けた価値ある提案を考え実行する「コンサルティング対応」の強化と、これを通じた円滑な資金供給や貸出金利の適正なプライシングを実現するとともに一層の経営効率化を進め、収益性の向上を図りつつ、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」としての持続可能なビジネスモデルを確立していく。

3つの重要戦略

地域やお客さまの持続可能性の向上に向けて、未来を見据えつつ独自性・特性を最大限に発揮した取組みを“推考×遂行”し、価値ある課題解決策の提案と円滑な資金供給を通じ、地域になくてはならない金融機関として、より一層“もりしん”の存在感を高めていく。

地域やお客さま本位の経営を持続可能とするための強固な経営基盤の構築に向けて、収益性、生産性・効率性、健全性等の向上に資する取組みを“推考×遂行”し、安心できる金融機関として、より一層“もりしん”の信頼度を高めていく。

地域やお客さま本位の活動を職員一人ひとりが持続可能とするための組織づくりに向けて、時代の変化に対応し地域やお客さまの課題解決に貢献できる人財の育成や働き方改革等の取組みを“推考×遂行”し、選ばれる金融機関として、より一層“もりしん”の好感度を高めていく。

2021年度事業計画 重要課題

お取引先や地域の持続可能かつ豊かな未来の創造に向けて、「もりしん」ビジネスモデルを徹底して実践し、リレーションシップの強化を図る。

お客さまや地域とのコミュニケーションを追求することにより、お客さまや地域が抱える様々な課題の把握と解決に迅速に取り組み、地域になくてはならない金融機関としての存在感を更に高めていく。

- 徹底した顧客訪問によりお客さまや地域が抱えるニーズや課題を迅速かつ的確に把握し、外部機関との連携を図りつつ、本部営業部店が一体となってその解決に取り組むなど、当金庫の独自性・特性を最大限に発揮していく。 **(「もりしん」ビジネスモデルの確立)**
- コロナ禍の影響など、お客さま毎の課題等に応じて円滑な資金供給や事業承継・販路拡大支援等の付加価値の高い提案を提供するなど、お客さまにとって最適な本業支援や経営改善支援等に取り組む、地元企業の持続可能性の向上に貢献していく。 **(お客さま本位の金融仲介機能発揮)**
- ライフスタイルや多様化するニーズに応じた良質な金融商品・サービスを提供し、高齢者層や次世代層を含む幅広いライフステージにおけるお客さまの豊かな生活の持続可能性の向上に取り組む。 **(確固たる顧客基盤の構築)**

収益性、生産性・効率性の向上を図り、健全な財務体質を確保するとともに、法令等を厳格に遵守した適切な業務運営に努める。

経営の透明性・健全性の確保ならびに内部管理態勢の強化を図り、持続可能な安心できる金融機関として、信頼度を更に高めていく。

- 価値ある課題解決策の提案や円滑な資金供給を通じて貸出金利の適正なプライシングを実現するほか、効率的な組織運営や生産性の向上に資する取組みを推進し、安定した収益と将来にわたる健全性の確保に努める。
- お客さまの利益保護と利便性向上のために顧客保護管理態勢の強化を図るとともに、法令や業務上の諸規則、社会的規範等を厳格に順守し、健全かつ適切な業務運営に徹する。
- マネー・ローダリングやテロ資金供与等の犯罪収益拡大の未然防止に向けて内部管理態勢の強化を図るとともに、取引時確認等の対応を徹底する。

一人ひとりが時代の変化に対応し、お客さまや地域の幸せづくりと持続的発展に貢献できる人財となるよう育成するとともに、働き方改革に向けた取組みを実践していく。

お客さまや地域の様々なニーズや課題にスピーディに応えられる多様な人財を育成するため、研修体制や人事諸制度の充実に取り組み、役職員一人一人の好感度を更に高めていく。

- 全役職員一人ひとりが率先して自己啓発と自己研鑽に励み、「気付き」と「創意工夫」をもって、日々の業務と新たな挑戦に取り組む。
- お客さまや地域の課題解決に必要な知識やノウハウ等を習得するための研修制度の充実を図り、コンサルティング力や連携先とのコーディネート力を有する「信用金庫人」を育成する。
- 女性活躍推進やワーク・ライフ・バランスなど「働き方改革」のさらなる深耕を図り、能力を発揮し働き続けられる職場環境づくりに取り組む。

2020年度の決算状況について

業績について

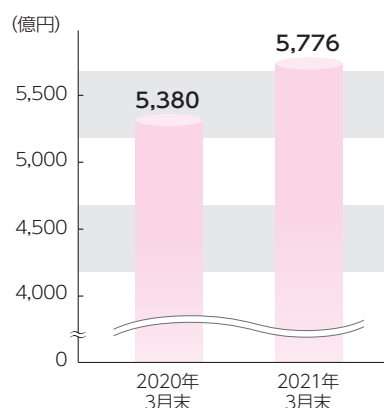
預金は、お客さまのニーズにお応えした企画商品である懸賞付定期預金「杜の都でっかい夢定期」がご好評いただいたことなどから、前期比395億円増加の5,776億円となりました。

貸出金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたお客さまの資金繰りへの対応を含め、地域への円滑な資金供給に努めてまいりましたことから、前期比164億円増加の3,333億円となりました。

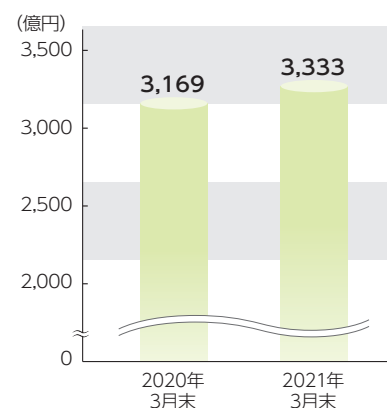
(単位:億円)

	2020年3月末	2021年3月末
預金残高	5,380	5,776
貸出金残高	3,169	3,333

【預金残高】



【貸出金残高】



収益について

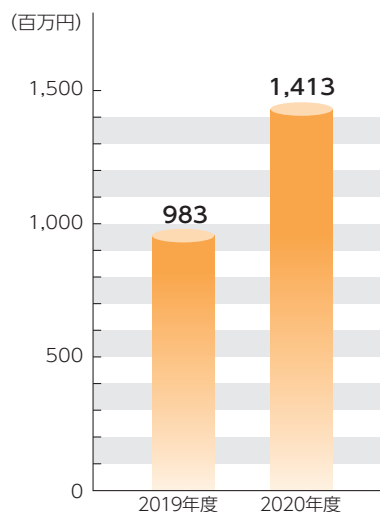
業務純益及び当期純利益は、資金運用収益が減少となったものの与信関係費用と経費の大幅な減少により、業務純益は430百万円増加し1,413百万円、当期純利益は172百万円増加し491百万円となりました。

本来業務の収益力を表すコア業務純益も371百万円増加し1,577百万円となりました。

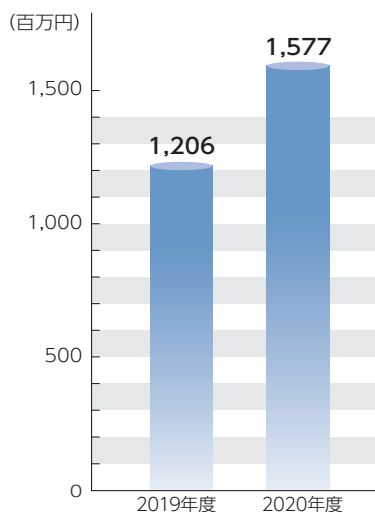
(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
業務純益	983	1,413
コア業務純益	1,206	1,577
当期純利益	318	491

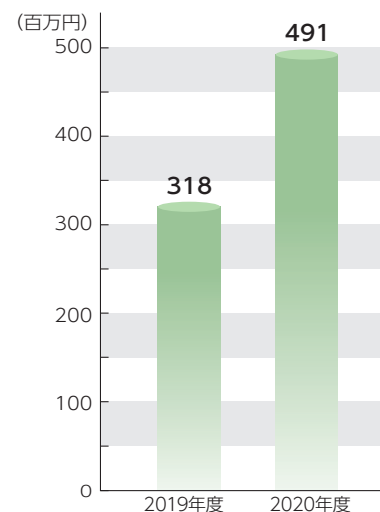
【業務純益】



【コア業務純益】



【当期純利益】

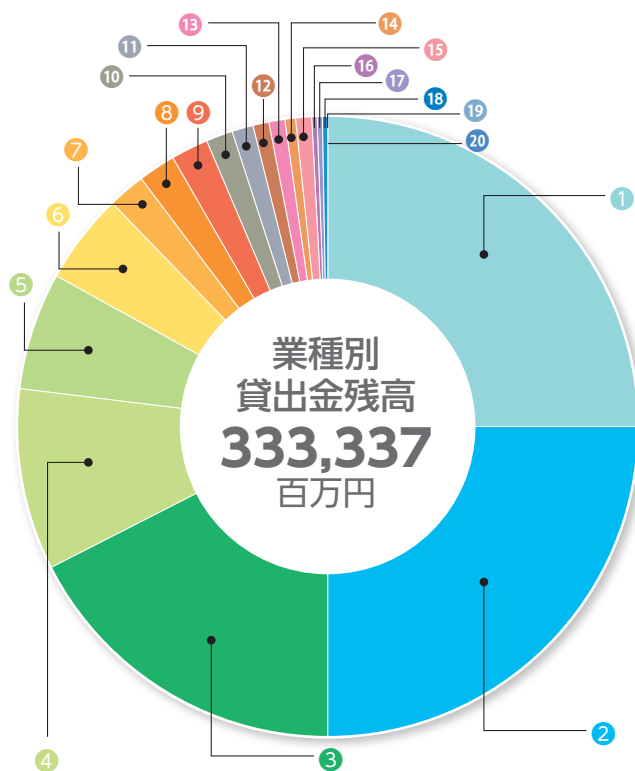


(注) コア業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額及び国債等債券損益を除いて算出され、金融機関の本来業務から得られる利益のことです。

業種別貸出金残高の内訳

- ① 地方公共団体
83,500百万円／25.0%
- ② 不動産業
82,554百万円／24.7%
- ③ 個人(住宅・消費・納税資金等)
58,024百万円／17.4%
- ④ 建設業
31,910百万円／9.5%
- ⑤ その他のサービス
19,386百万円／5.8%
- ⑥ 卸売業、小売業
16,183百万円／4.8%
- ⑦ 医療、福祉
6,807百万円／2.0%
- ⑧ 製造業
6,653百万円／1.9%
- ⑨ 飲食業
6,411百万円／1.9%
- ⑩ 金融業、保険業
4,356百万円／1.3%
- ⑪ 運輸業、郵便業
4,193百万円／1.2%

- ⑫ 宿泊業
2,961百万円／0.8%
- ⑬ 生活関連サービス業、
娯楽業
2,704百万円／0.8%
- ⑭ 農業、林業
2,471百万円／0.7%
- ⑮ 教育、学習支援業
2,152百万円／0.6%
- ⑯ 物品賃貸業
1,008百万円／0.3%
- ⑰ 情報通信業
942百万円／0.2%
- ⑱ 学術研究、
専門・技術サービス業
696百万円／0.2%
- ⑲ 漁業
360百万円／0.1%
- ⑳ 鉱業、採石業、
砂利採取業
58百万円／0.0%



復興から創生へ

当金庫は、東日本大震災発生以降、復興・再生に取り組む多くの人々に最大限の支援を行うとともに、地域やお客さまの更なる成長・発展に向けた取組みを行うことを最優先してまいりました。

震災発生から10年余りが経過しましたが、地域に根ざした金融機関として引き続き、復興・再生、そして「地方創生」に向けたお手伝いをさせていただければと、当金庫は日々努力してまいります。

地域の皆さまとの絆を強く、より深く

緑あふれる故郷、こどもたちの元気な声、笑顔、笑顔。そんなエネルギーあふれる宮城にしていけるために皆さまとともに歩み続け、サポートする杜の都信用金庫です。

地方創生に向けた当金庫の取組み

当金庫は、地域の稼ぐ力や雇用の創出につながる「まち・ひと・しごとの創生」に資する取組みをより一層推進していくことが必要であるとの認識のもと、中小企業の経営改善・事業再生支援など地域産業の活性化や顧客会員組織の活性化、観光振興の推進等に取り組んでおります。

当金庫は、多賀城市(平成30年1月29日締結)、塩竈商工会議所(平成28年3月31日締結)、多賀城・七ヶ浜商工会(平成28年3月30日締結)と包括連携協定を締結しております。

『新型コロナウイルス対策支援ファンド「しんきんの礎」投資決定』

令和2年12月1日(火)、新型コロナウイルス対策支援ファンド「しんきんの礎」の記者発表が行われ、当金庫の推薦により、有限会社フィダール様への投資が決定しました。

「しんきんの礎」はコロナ禍における信用金庫の中小企業支援を金融面からサポートするために設立されました。新型コロナウイルスの影響を受けた信用金庫取引先に対し、資本性資金の提供を通じた財務基盤の強化を支援しており、信金キャピタル株式会社が運営しております。



【特徴的な取組み】

「お客さまの課題解決に向けて」杜の都信用金庫では、お客さまの課題解決を支援します。

- 近年、地域金融機関には、預金・貸出金といった単なる資金仲介業務だけでなく、お客さまの課題解決に向けたいわゆる「本業支援」の役割が強く求められております。

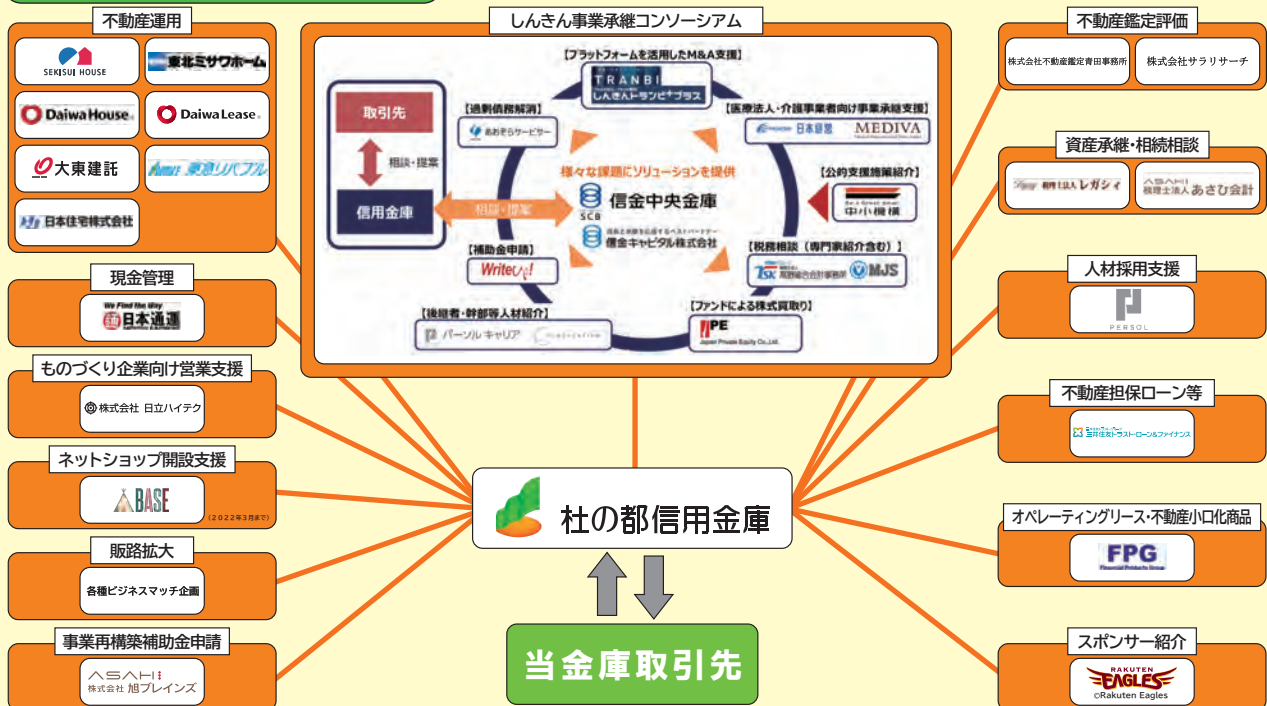
当金庫では、税理士法人、不動産業者やハウスメーカー、人材採用支援会社など、より専門的な知識を有する様々な業種の外部企業と業務提携契約を締結。提携企業先と連携することで、様々なお悩みに対応できる体制を整えています。

また、東北各地で生み出される様々な業界の商品・サービス・技術・情報が一堂に会するビジネスフェア「ビジネスマッチ東北」に毎回参加しております。令和3年3月10日に夢メッセみやぎにて開催された「第15回ビジネスマッチ東北2021春」では、当金庫お取引先15社が出展。様々な事業者との交流をサポートし、販売チャネルの拡大を支援します。

- 「定期預金『ふるさと宅配便』～もっちゃんからの贈り物～」のプレゼント商品として、地元ワイナリー醸造のワインを選定し、キャンペーンを展開しました。



もりしんプラットフォーム



当金庫3つのビジョン

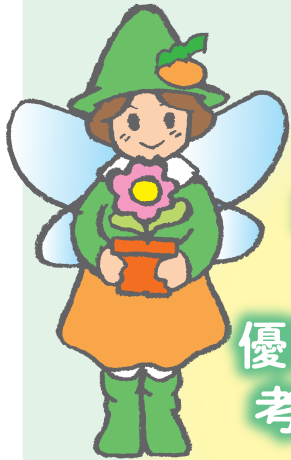
うれしいこと、一緒に。

地域とともにあゆむ。杜の都信用金庫

お客さまにご満足いただくために、
私たちは「お客さまのご要望」をうかがい、「お客さまの立場」になって考え、
より良い金融サービスをお届けできるよう、一層努力してまいります。

杜の都信用金庫 3つのビジョン

お客さまに満足していただける
最もよいサービスをお届けできるよう、
私たちは、お客さまの気持ちを第一に考え、
なお一層サービスの向上を
すすめてまいります。



私たちは、
人に・街に
優しくありたいと
考えています。

地域清掃活動や文化活動への参加・協賛、
総合学習の受け入れ等、さまざまなかたちで
地域社会の充実や豊かな社会づくりに
取り組んでおります。



私たちは、
お客さまを
たいせつにします。

お客さまに、安心して便利に
ご利用いただくために、
さまざまなサービスの実施と
相談業務の充実に努めてまいります。

私たちは、
自然や環境も
たいせつにします。

クールビズやウォームビズ、各店舗のエコ化など、
職員一人ひとりが省エネルギー対策を意識し、
日常できる行動を一つ一つ積み重ね
実践するよう心がけております。



CS向上への取り組み

「相談プラザ」 営業のご案内

「土曜日」も相談業務を行っております。

北仙台支店
ふれあい
プラザ



■平日 / 9:00~15:00
■土曜日 / 9:00~15:00

☎ 0120-201-823



資産運用相談 / 保険に関する相談

当金庫では、お客さまの理想のライフスタイルの実現に向け、資産の運用相談から保険に関する相談まで、お客さまの考えに基づいてより良い運用商品をアドバイスさせていただいております。本部に専門スタッフを配置しているほか、営業店では随時資産運用相談を受け付けておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

年金の相談

社会保険労務士による「無料年金相談会」を全店にて実施いたしました。ねんきん定期便の見方や、受け取りに関する手続き方法、年金額等について、分かりやすく具体的にお答えしております。

今後も全店にて年金相談会を開催いたしますので、どうぞお気軽にご相談ください。



店頭にAED設置

万が一の場合に速やかな応急処置ができるようにAEDを設置しております。



ATMコーナーを便利に

ATMコーナーにバッグや小物等がおけるスペース台を設置しております。



ウイルスの感染拡大防止

窓口カウンターに遮蔽パネルを設置するなど、お客さまの新型コロナウイルス感染防止に努めております。



私たちは、自然や環境もたいせつにします。

私たちは「COOL CHOICE」へ賛同しています。

「COOL CHOICE」とは、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組みです。

当金庫では、本店ビルをはじめ各店舗のエコ化や、クールビズ・ウォームビズを実施するほか、職員一人ひとりが省エネルギー対策を意識して行動し、みんなが一丸となって温暖化防止に資する選択をするよう心がけております。



未来の
ために、
いま選ぼう。

ネーミングライツの取得を通して、地域の文化芸術活動(メセナ活動)の振興、 県立都市公園の整備に貢献しております。

杜の都信用金庫では、2010年4月(平成22年4月)に、宮城県との間において地域の文化芸術活動(メセナ活動)を支援していくことを目的として、宮城県庁舎内で毎月開催されている「県民ロビーコンサート」のネーミングライツを取得し、その名称を「杜の都信用金庫『県民ロビーコンサート』」と命名いたしました。「県民ロビーコンサート」のネーミングライツ料は、コンサートの定期的な開催を通して地域の文化芸術活動の支援・振興に役立てられております。

また、2009年4月(平成21年4月)から契約を締結しています県立都市公園「加瀬沼公園(宮城郡利府町加瀬沼地内)」のネーミングライツについて、同公園の名称を「杜の都信用金庫『モリリン加瀬沼公園』」として命名しております。加瀬沼公園のネーミングライツ料は、県立都市公園の保全・維持管理に利用されております。

【杜の都信用金庫「県民ロビーコンサート」】

「県民ロビーコンサート」は、宮城県庁舎内で毎月開催されるロビーコンサートで、どなたでも観覧料は無料でお楽しみいただけます。1989年(平成元年)の開催以来、文化芸術の鑑賞及び文化芸術活動の発表の場として、多くの皆さまに定着し親しまれております。

2020年度(令和2年度)は、年間8回の定例コンサートと年2回(夏・秋)のスペシャルコンサートが開催されました。ネーミングライツ取得12年目となる2021年度(令和3年度)も引き続き宮城県と契約更新を行い、5月の「宮城県仙台三桜高等学校音楽部」による合唱を皮切りに毎月開催される予定です。



県民ロビーコンサート
■開催日時
毎月第4水曜日の
午後0時15分
~0時45分(30分間)
■開催場所:
宮城県庁行政庁舎
1階ロビー
※そのほか、スペシャル
コンサートも予定され
ております。

【杜の都信用金庫「モリリン加瀬沼公園」】

加瀬沼公園は、塩釜市、多賀城市及び宮城郡利府町にまたがる加瀬沼を中心とする「人と自然との調和」をテーマとした県立都市公園であり、緑豊かな環境のもとで誰もが日常的な健康づくりができるレクリエーションの場として地域の皆さまに親しまれております。

仙台市が開館した「仙台子ども体験プラザ」に 協賛・出展しています。

被災地仙台的児童生徒が仕事や消費の模擬体験を通して経済の仕組みを学ぶために、仙台市が2014年8月(平成26年8月)に開館した学習施設「仙台子ども体験プラザ-E I e m(エリム)」(AER8階)の「ファイナンスパーク(※)」にブースを出展しております。

※ファイナンスパークでは、市内の中学生を対象に家族構成・収入など与えられた条件の中で、様々な商品やサービスの購入・契約などを体験し、情報を適切に活用する力や生活設計能力などを学ぶ施設です。

※2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開館を見合わせておりました。



※写真は2019年度のものであります。

トピックス

2020-2021 TOPICS 地域とともにあゆむ

私たちは、人に・街に優しくありたいと考えています。

トピックス

2020年4月13日(月)

- 古川支店
新築移転オープン



2020年5月12日(火)

- 懸賞付定期預金
第8回「社の都でっかい夢定期」
抽選会開催



2020年6月11日(木)

- 「第77期通常総代会」開催

2020年7月14日(火)
～9月6日(日)

- 「リヒテンシュタイン侯爵家の至宝展」へ
特別協賛



2020年7月22日(水)

- 2020年度
第1回「県民ロビーコンサート」開催
宮城県庁舎内1階で開催されております
「県民ロビーコンサート」の
ネーミングライツ・スポンサーは
2020年度で11年目となりました。



2020年8月25日(火)

- 特殊詐欺被害を未然防止したことに対し、
宮城県金融機関防犯連絡協議会及び宮城県警察本部より表彰状・表彰盾を授与
(塩竈営業部)

杜の都信用金庫は地域清掃活動や文化活動への参加・協賛、総合学習の受け入れ等、さまざまなかたちで地域社会の充実や豊かな社会づくりに取り組んでおります。これからも地域の皆さまと親睦を深めてまいります。

2020年10月14日(水)

●懸賞付定期預金第9回「杜の都でっかい夢定期」抽選会開催

2020年10月24日(土)

●「第11回ふるさと杜再生プロジェクト植樹会」参加

2020年11月11日(水)

●「みやぎ交通死亡事故ゼロキャンペーン」に協賛し、宮城県警察より感謝状を授与

2020年12月1日(火)

●新型コロナウイルス対策支援ファンド「しんきんの礎」投資決定記者発表

2020年12月21日(月)

●宮城県内5信用金庫「SDGs 共同宣言」を公表

宮城県内の5信用金庫(杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、石巻信用金庫、仙南信用金庫、気仙沼信用金庫)は、国際連合が提唱する「SDGs(持続可能な開発目標)」の目指す理念に賛同し、「SDGs共同宣言」を公表いたしました。

今後も、「経済」「社会」「環境」の各分野で5信用金庫が連携し、地域社会の一員として各信用金庫の理念および地域特性を踏まえながら宮城県の地域経済の持続的発展に向けて取り組んでまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2021年1月19日(火)

●刑事警察活動に積極的に協力したことに対し、宮城県警察本部より感謝状を授与

2021年2月22日(月)

●中央支店を本店営業部へ統合

2021年3月10日(水)

●「第15回ビジネスマッチ東北2021春」に参加

お取引先15社が出展いたしました。

健全性について

自己資本比率は、国内基準(4%)を大幅に上回る9.93%を確保いたしました。
また、厳正な自己査定を行った結果、不良債権比率は、2.56%になりました。
今後とも健全性を高め、更なる経営体質の強化に努めてまいります。

≫自己資本比率について

自己資本比率は、経営の健全性・安全性を示す経営指標の一つです。

当金庫の2021年3月末の自己資本比率は9.93%となり、国内基準(4%)を大きく上回っております。

今後も経営体質の強化に努め、適正な利益水準の確保と、ポートフォリオバランスを考えた業務展開により、自己資本比率の水準を高めてまいります。

【自己資本比率】

(単位:百万円・%)

項目	2019年 3月末	2020年 3月末	2021年 3月末
コア資本に係る基礎項目 (A)	22,797	24,311	24,929
コア資本に係る調整項目 (B)	158	175	169
自己資本額 (C)=(A)-(B)	22,639	24,135	24,760
リスクアセット等計 (D)	265,819	265,429	249,273
自己資本比率 (C) / (D)	8.51	9.09	9.93

(注)1.自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(注)2.詳細につきましては、46ページ～52ページをご覧ください。

≫貸出債権等の健全性について

2021年3月末の不良債権比率は、前期比0.49ポイント減少し、2.56%となりました。

今後も地域金融機関として、お取引先との信頼関係のもと資産の健全性向上に取り組んでまいります。

【不良債権比率(額)】

(単位:百万円・%)

	2019年 3月末	2020年 3月末	2021年 3月末
不良債権	9,372	9,811	8,640
正常債権	335,109	311,159	328,444
金融再生法上の開示債権額	344,481	320,970	337,084
不良債権比率	2.72	3.05	2.56



貸出資産の状況について

当金庫では、「お取引先と向き合い、お取引先とともに考える。」ことを基本に、経営改善支援や事業再生支援に積極的に取り組んでおります。

今後もお取引先の経営改善や事業再生をきめ細やかにお手伝いするとともに、信用リスクを適切に管理してまいります。

- 貸出資産に関しましては、法令等に基づき、適切に開示することが求められております。
- 当金庫の金融再生法開示債権(根拠法:金融再生法)、及びリスク管理債権(根拠法:信用金庫法)は以下のとおりです。

金融再生法に基づく開示債権

金融機能の安定と再生を図ることを目的とした「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」に基づき、当金庫の資産査定の結果を下記の4つの債権に区分して開示しております。

信用金庫法に基づくリスク管理債権が貸出金を対象とするのに対し、金融再生法に基づく開示債権は貸出金のほか未収利息、仮払金、債務保証見返の各勘定を含みます。

このようにリスク管理債権と比べて対象が拡大するため、開示額に差異が生じます。

【金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況】 (単位:百万円)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	担保保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a-c)	引当率(d)/(a-c)	
金融再生法上の不良債権	2020年3月末 2021年3月末	9,811 8,640	8,947 7,674	5,770 5,064	3,176 2,610	91.19% 88.82%	78.62% 72.92%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2020年3月末 2021年3月末	5,523 3,680	5,523 3,680	2,904 1,788	2,619 1,892	100.00% 100.00%	100.00% 100.00%
危険債権	2020年3月末 2021年3月末	3,979 4,299	3,348 3,792	2,855 3,182	492 610	84.14% 88.21%	43.85% 54.66%
要管理債権	2020年3月末 2021年3月末	308 660	75 201	10 94	64 106	24.38% 30.48%	21.67% 18.90%
正常債権	2020年3月末 2021年3月末	311,159 328,444					
合計	2020年3月末 2021年3月末	320,970 337,084					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

信用金庫法に基づくリスク管理債権

金融機関にとって最大のリスクは、貸出金の回収が困難となる「信用リスク」ですが、当金庫ではこの「信用リスク管理」の強化を図りながら健全経営に努め、地域金融機関としてお取引先のお役に立つ融資に努めてまいりました。

【リスク管理債権額の引当・保全状況】 (単位:百万円)

区分	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A	
破綻先債権	2020年3月末 2021年3月末	1,161 372	567 126	593 245	100.00% 100.00%
延滞債権	2020年3月末 2021年3月末	8,333 7,603	5,183 4,839	2,518 2,257	92.43% 93.34%
3ヵ月以上延滞債権	2020年3月末 2021年3月末	— —	— —	— —	— —
貸出条件緩和債権	2020年3月末 2021年3月末	308 660	10 94	64 106	24.38% 30.48%
合計	2020年3月末 2021年3月末	9,802 8,635	5,761 5,060	3,176 2,609	91.19% 88.82%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1 中小企業の経営支援に関する取組方針

社の都信用金庫は、「中小企業の健全な発展」「地域社会繁栄への奉仕」を経営理念に掲げ、地域の中小企業・零細企業および地域住民の皆さまへの円滑な資金供給に努めるとともに、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善や事業拡大の支援を通じて、「地域社会の発展のために設立された地元の信用金庫」としての原点に立ち、被災地への継続的な復興支援をするとともに、「まち・ひと・しごと創生法および地域再生法」の基本理念を尊重し「地方創生」に貢献していくことを目指し、また、地域社会の持続的な成長・発展に向け、地域に貢献し、地域とともに未来へ歩み続ける「もりしん」を目指してまいります。

2 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業の経営支援については、平成19年よりビジネス・マッチングへの参画によるお取引先の販路拡大に向けた支援を継続しており、また平成23年3月の東日本大震災により被災されたお取引先の復興再生、および中小企業金融円滑化法の期限到来による対策として、宮城県中小企業再生支援協議会、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、みやぎ産業復興機構等外部機関との連携を図り、お取引先の経営改善に向けた支援強化に努めてまいりました。

さらに、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、これまでと変わらず、引き続き貸付条件の変更等円滑な資金供給に努めていくことを公表するとともに、全職員に対し周知してまいりました。

中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受け、今後もコンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善や事業拡大を支援してまいります。

経営者保証に関するガイドライン研究会より「経営者保証に関するガイドライン」が公表されたことを踏まえ、お客さまと保証契約を締結する場合、保証人のお客さまより保証契約の見直しのお申し出があった場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠意をもって適切に対応するよう努めています。引き続き、本ガイドラインの主旨を踏まえ、適切に対応すると共に、担保・保証に過度に依存することなく、企業価値や将来性を重視した融資に取組んでまいります。

3 中小企業の経営支援に関する取組状況

① 創業・新規事業開拓の支援

信用保証協会及び宮城県、仙台市の創業支援関連制度融資の活用により、起業される方や創業間もない方を対象に創業時の資金繰りを支援しています。

【創業支援融資件数・実行金額】
12件 63百万円

② 成長段階における支援

a. ビジネスマッチへの取組み

ビジネスマッチへの参画による、お取引先の販路拡大や経営課題解決に向けた支援に伴う信頼関係の向上を目指しており、2021年3月開催の「ビジネスマッチ東北2021（東北地区信金協会主催）」では、当金庫のお取引先15社が出席しました。

また、城南信用金庫主催「“2020”よい仕事おこしフェア」や信金中央金庫主催の中国・東南アジア越鏡ECを活用した販路支援施策として、EC市場の成長が著しい中国・東南アジア向けのフェアへの出展支援を行いました。

b. ABL（動産担保融資）の推進

中小企業金融円滑化法の最終期限を踏まえた「出口戦略」における政策パッケージの公表による金融の円滑化を図るための新規融資の取組みとして、ABL（動産担保融資）に取り組んでおり、2020年度の実績は1件の62百万円となっております。

外部評価機関トゥルーバグループホールディングス株式会社と業務委託基本契約を締結し、ABLの手法のノウハウの習得に取組んでおります。

③ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

a. 取引先に対するコンサルティング・経営指導等の提供

前述の「出口戦略」における政策パッケージの公表により、コンサルティング機能の発揮による経営改善支援策として、外部機関との連携について取り組み、2020年度の実績は下記の通りとなりました。

(2021年3月末実績)

i. 宮城県中小企業再生支援協議会

協議事案 59件(うち成立事案 57件)

ii. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

協議事案 39件(うち買取事案 33件、支援決定 5件)

iii. みやぎ産業復興機構

協議事案 4件(うち買取事案 3件、支援決定 1件)

b. 経営支援能力の向上

事業再生支援に必要な知識の習得を図るとともに、実際に再生支援協議会との連携にてお取引先の事業再生計画を策定することでスキルアップを図ることを目的として、中小企業再生支援協議会全国本部から講師を招いて研修会等を開催し、コンサルティング機能の強化に努めております。

c. DES（債務の株式化）、DDS（資本性借入金）の推進

前述の「出口戦略」における政策パッケージの公表による新たな事業再生手法として、DDS（資本性借入金）の活用にも取り組んでおり、現在まで1件の35百万円を実行しております。

d. M&A仲介等

経営支援の一環として、高齢化社会を背景とした中小企業等の事業承継問題に取り組み、信金キャピタル株式会社並びに株式会社日本M&Aとの業務提携により、仲介業の取扱をしております。

また、宮城県事業引継ぎセンターとの連携によるお取引先の事業承継に係る支援の取り組みを行っております。

事業承継支援先数	連携先
1先	宮城県事業引継ぎセンター

4 地域の活性化に関する取組状況

① 東日本大震災により被災されたお取引先の事業再生支援等

東日本大震災からの復興支援の一環として、平成23年12月に信金中央金庫および信金キャピタル株式会社との共同出資により、被災地域で再生に取り組む中小企業を支援するためのファンド「投資事業有限責任組合しんきんの絆」に引き続きコロナの影響により事業運営に支障をきたしている事業者を対象としたファンド「しんきんの礎」を設立し支援に向けた取組みを行っています。

② 政府系金融機関および宮城県信用保証協会との業務連携

平成26年10月2日 株式会社日本政策金融公庫と覚書締結

平成27年1月19日 株式会社商工組合中央金庫と覚書締結

平成29年8月25日 宮城県信用保証協会と覚書締結

地域の中小企業の金融ニーズに対して、「地域金融機関」と「公的金融機関」「公的保証機関」の持つそれぞれの機能や特性を活かしながら、これまで以上に地域経済の活性化に貢献してまいります。

③ その他、地域経済の活性化対策として取組んできた事例

i) 地場産業の支援、新事業・業種転換を目指す企業に対する支援

TKC経営者ローン

創業支援融資

ii) 再生可能エネルギー買取制度を利用した融資

これまでの取組実績は、30先 1,574百万円を実行しております。

iii) 地公体等とのタイアップ事業

多賀城市、塩釜商工会議所及び多賀城・七ヶ浜商工会と地方創生に関する包括連携協定締結

iv) 東日本大震災関連

地域企業支援（震災復興特別資金）融資

災害復旧対策融資

上記リバー融資の推進により、地域金融の円滑な資金提供に取組んでおります。

▶▶ 地域金融円滑化への取組みについて

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど課題解決型金融の実践に努め、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいりました。

従いまして、中小企業金融円滑化法終了後も、お取引先の皆さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合には、

これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいりますので、何なりと気軽にご相談くださいますようお願い申し上げます。

今後も、地域の中小企業及び個人のお客さま方のご要望に積極的にお応えし、地元の発展に繋がるよう努めてまいります。

▶▶ 貸付の条件変更等の実施状況 [2021年3月末時点]

[中小企業者向けご融資]

(単位:件/百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全 体	5,904	14,972	5,396	6,472	269	5,331	10	884	229	2,285

[住宅資金ご融資]

(単位:件/百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全 体	346	4,033	265	3,008	44	430	0	0	37	595

注1:公表した計数は、法施行日(2009年12月4日)から2021年3月31日までの対応状況を集計しております。

注2:件数は「債権単位」で集計しております。また、金額は「申込時点の債権額」を集計し、百万円未満を切捨てて表示しております。

注3:「申込」とは、お客さまから書面又は口頭により承った「貸付条件変更等の申込」を集計しております。

注4:「謝絶」には、「みなし謝絶」(継続審査中であるが、受付日から3ヶ月を経過した案件)が含まれております。

● 新型コロナウイルスの影響による融資相談及び実行件数・金額 [2021年3月末時点]

(単位:件/百万円)

新型コロナウイルスにより影響を受けているお客さまに対し、資金繰りなどの経営のご相談に迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

	相談件数	実行件数	実行金額
	2,261	2,195	31,004

*上記は、「国の補正予算成立を受けて新たに創設された制度融資、実質無利子・無担保融資の累計です。

▶▶ 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況 [2021年3月末時点]

『経営者保証に関するガイドライン』の活用状況について以下のとおりご報告いたします。

[「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況]

項 目	2018年4月～2019年3月末	2019年4月～2020年3月	2020年4月～2021年3月
新規に無保証で融資した件数*	2,708件	2,157件	1,368件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	60.2%	52.9%	28.9%
保証契約を解除した件数	58件	44件	38件

*保証債務の整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証のガイドラインに基づくお申出はございませんでした。

本部ご相談窓口

ご返済計画見直し等に係るご意見・ご要望・苦情相談等
【お客さま支援部】0800-800-9002 (フリーダイヤル)

受付時間は午前9時から午後3時までです。(当金庫の窓口休業日は除きます)

コンプライアンス(法令等遵守)への具体的な取組み

役職員一人ひとりが、コンプライアンスの重要性を認識し、誠実に取り組むことを基本としております。

コンプライアンス(法令等遵守)への取組み

当金庫は「地域社会・お客さま・職員の願いを知り、誠実に伝えていくこと」こそ、コンプライアンスの『本質』であると捉え、当金庫が社会的責任と公共的使命を全うするための全ての業務における共通の規範が、コンプライアンスであると考えております。

全役職員には、コンプライアンスの基本方針・行動綱領・行動基準等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」や「社の都信用金庫エシックスカード」を配付し、遵守意識の醸成を図るとともに、「職員コンプライアンス・チェック表」に基づく自己評価の実施や、職務別・階層別の研修会や勉強会等を通じて、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上とコンプライアンス行動の実践を啓発しております。

また、コンプライアンスを着実に実践するための協議機関

として「コンプライアンス委員会」を設置しているほか、コンプライアンスを包括的に把握・管理する統括部署(営業部店サポート部金融法務課)、及び各部署に「コンプライアンス担当者」を配置し、統括部署と情報の共有を図り、コンプライアンス違反の発生防止等に組織的に取り組む態勢を整備しております。

さらに、一定の休暇等により職場離脱した職員のコンプライアンスの遵守状況を第三者がチェックすることで不祥事件等の未然防止を図っているほか、定期的な人事ローテーションにより職務固定化の影響を排除しております。

今後とも、地域とともに未来へ歩み続ける「もりしん」を目指して地域社会のお役に立ち、お客さまに喜んでいただけるようコンプライアンス遵守に努めてまいります。

社の都信用金庫 コンプライアンス基本方針

社の都信用金庫は、信用金庫の社会的責任と公共的使命を踏まえ、コンプライアンス(法令等遵守)に根ざした経営を実践する。

1. **コンプライアンスを実践する企業風土の醸成**
2. **行動綱領、規程等の整備と周知徹底**
3. **お客さまから信頼される責任ある行動**

社の都信用金庫「エシックスカード」

社の都信用金庫3つのビジョン

1. 私たちは、人に・街に優しくありたいと考えています。
2. 私たちは、お客様をたいせつにします。
3. 私たちは、自然や環境もたいせつにします。

私たちの行動指針

情熱・責任感・努力を誇りとします。

1. 地域社会に貢献するという情熱。
2. 自らの任務を責任をもって遂行するという責任感。
3. 可能性にチャレンジする努力。

社の都信用金庫

行動する前に、「あなた自身」でもう一度確認してください!

- ・その行動は…法律やルールに反していませんか?
- ・その行動は…後ろめたさを感じませんか?
- ・その行動は…家族や大切な人たちを泣かせることになりませんか?
- ・その行動は…報道されても胸を張れますか?
- ・その行動は…誰かに迷惑をかけませんか?
- ・その行動は…社の都信金のイメージを傷つけませんか?

判断に迷ったら、必ずコンプライアンス担当者や上司に相談しましょう。

●エシックスカード

当金庫は、法令やマニュアルの文言のみを理解するのではなく、その背景にある精神までも理解し実践することが「コンプライアンスの実践」であると考えております。

コンプライアンスの実践は、企業倫理(ビジネスエシックス)に照らし、誠実さをもって律していかなければ実現できません。そして、企業倫理意識の醸成は、役職員一人ひとりがあらゆる場面において判断に迷う場合には自問自答し、自らが内容を確認するといった習慣を身につけさせることから始まると言われております。

当金庫では、名刺大の「社の都信用金庫エシックスカード」を全役職員が常時携帯し、法令ばかりでなく、当金庫の企業倫理に背かない行動を確認しながら、業務に取り組んでおります。

顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な営業活動を遂行いたします。また、別に定める「利益相反管理方針」に基づくお客様の正当な利益の保護や、利便性の向上に向け、継続的に取組んでまいります。
2. 当金庫は、お客様への説明を要する取扱商品全ての取引について、お客様のご理解や経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客様からのお問い合わせ、ご相談、ご要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるように努めてまいります。
4. 当金庫は、お客様の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供はいたしません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めてまいります。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等に基づき、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内諸規程等に則り、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼の更なる向上を図るため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が既に契約等に基づく関係を有しているお客様と新たに行う他の取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有しているお客様と対立、または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有しているお客様から得た情報を、不当に利用して行う他の取引
 - (2) ①から③のほか、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部門の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内諸規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

ガバナンス向上への取り組み

地域の皆様から一層の信頼をいただくためには、ガバナンス(企業統治)の向上を図り、健全で透明性の高い経営を実践しなければなりません。

当金庫は、地域金融機関としての公共性と社会的責任に鑑み、以下の「内部管理基本方針」を定め、これに基づきリスク管理態勢やコンプライアンス態勢を構築・強化し、経営の健全性・適切性の確保に努めております。

▶▶ 内部管理基本方針

① 理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当金庫は、法令等遵守の徹底を最重要課題の一つと位置付け、法令等遵守態勢の整備・強化に取り組みます。

- ①コンプライアンス統括部門を設置し、法令・企業倫理遵守等に関する施策を講じるほか、「行動綱領」や「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、教育・研修を展開します。また、「反社会的勢力に対する排除基本方針」や「反社会的勢力等対応規程」等を定め、反社会的勢力等による被害を防止します。
- ②コンプライアンスに関する相談窓口を設置するほか、内部監査部門により定期的に法令等遵守態勢の有効性及び適切性に関する監査を行います。

② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当金庫は、法令及び内部規程に基づき、重要書類・重要情報等を適切に管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当金庫は、リスク管理統括部門を設置し、機動的・効果的にリスクを管理します。

- ①当金庫における重要なリスク要因を特定し、リスクカテゴリーごとに管理部門を定め管理状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて経営会議等で審議します。
- ②自己資本の範囲内でリスクごとに限度額を設定する等、リスク量を経営体力と比較して分析することにより、不測の事態の発生を未然に防止します。
- ③リスク管理の実効性を確保するため、監査部門がリスク管理状況の監査を行い、必要に応じて改善すべき事項を指示するほか改善状況を検証します。

④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①適切かつ効率的な意思決定のため、経営上重要な事項は、常勤理事で構成する常勤理事会において予め議論を行い、その審議を経て理事会で執行を決定します。
- ②理事の職務執行について適切な監督がなされるよう、重要な業務執行等についても理事会に報告します。
- ③理事会において決定された経営計画や業務運営方針等の執行状況については、定期的に分析するほか必要に応じた見直しを行い、その状況等を理事会に報告します。

⑤ 当金庫及び子法人等における業務の適正を確保するための体制

当金庫は、子会社等が行う業務が法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の適切性を確保するため、子会社等の業務状況や当金庫と当金庫の子会社等との取引に対する定期的なモニタリングを行う等の措置を講じるほか、法令等に抵触しない範囲で監事及び内部監査部門による監査を行います。

⑥ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

当金庫は、監査業務の実効性を確保するため、監事がその職務を補助すべき職員を求めた場合には、キャリア等を十分に考慮して補助すべき職員を配置します。

⑦ 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当金庫は、監事の監査を補助する職員の独立性を確保するため、当該職員は監事の指揮命令下に置くほか、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めます。

⑧ 理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

当金庫は、監査業務の実効性を確保するため、監事に報告する体制、及び監事が必要な事項の報告を求める体制を整備するほか、事態認識後直ちに監事に報告しなければならない事項等を定めます。

⑨ 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当金庫は、監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保し、さらに、報告を行った者及びその内容に係る情報の管理体制を整備します。また、報告を行った者が不利な取扱いを受けた場合には金庫として厳格に対処します。

⑩ 監事の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当金庫は、監事の職務執行において必要と認められる監査費用の前払や償還に関する金庫の方針等を定め、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとします。

⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査業務の実効性を確保するため、必要に応じて監事と会合を持ち、当金庫が対処すべき課題、監査方針や監査計画、監査上の重要な課題、監査の実施状況及び提言・助言・勧告等について意見を交換します。
- ②監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との緊密な連携を図るほか、監事機能発揮の補完のために、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家を活用します。

リスク管理への取組み

金融機関を取り巻く経営環境が急速に変化する中で、信用金庫は直面するリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリー（信用リスク／市場リスク／オペレーショナル・リスク等）ごとに評価し、そのリスクを総体的に捉え、信用金庫の経営体力（自己資本）と比較することによって、自己管理型のリスク管理を行うこと（＝統合的リスク管理態勢）が求められております。

当金庫は今後とも地域の皆さまへ貢献していくため、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、経営全般にわたるリスクを統合的に把握・管理する態勢を強化し、金融環境の変化に適切に対応し健全経営の維持に努めております。

リスク管理の態勢

当金庫は、各部門の業務遂行上内在するリスクを正確に把握し適切に管理するとともに、リスク管理態勢の向上を図るための協議機関として「リスク管理委員会」を設置しております。

日常的なリスク管理は「統合的リスク管理規程」及び「各種リスク管理規程」等に則り、それぞれのカテゴリー別管理部門が

把握・管理する部門別リスク管理を行うとともに、統括部署である営業部店サポート部がカテゴリー別管理部門と連携し、各種リスクの状況を包括的に把握・管理のうえ、「リスク管理委員会」で定期的に協議する態勢で取り組んでおります。

各リスクへの取組み

	リスクの説明及び当金庫の取組み	リスクの説明及び当金庫の取組み
信用リスク	<p>信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランスを含む）の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。</p> <p>▶▶ 当金庫では、貸出資産の健全性を維持するために、融資部門と営業推進部門を明確に分離し、厳格な審査体制をとっているほか、「リスク管理債権管理要領」を制定し、与信ポートフォリオ管理により信用リスクの適正な把握を行い、融資部門が大口与信先を直轄支援先に選定し実態把握に努めるなど中間管理の徹底を図っております。</p> <p>また、内部研修の実施や外部研修への派遣、本部による営業店指導等を実施し、融資審査能力の向上を継続的に図っております。</p>	<p>オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により当金庫が損失を被るリスクを総称したものです。</p> <p>▶▶ 当金庫では、「統合的リスク管理方針」に、オペレーショナル・リスクを「極小化すべきリスク」と定めております。</p> <p>また、オペレーショナル・リスクは当金庫における全ての業務に存在することから、全役職員が業務遂行にあたり極小化に向けて取り組んでおります。</p>
市場リスク	<p>市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。具体的には、資産と負債の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券の価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」の3つのリスクがあります。</p> <p>▶▶ 当金庫では、有価証券や預け金等の運用に伴う市場リスクが、経営体力（自己資本）に比して過大とならないよう自己資本配分率に基づくリスク限度額を設定しているほか、経営体力及び市場流動性等の観点から、ポジション枠及びロスカットラインを設定し、厳格に運用・管理しております。</p> <p>また、「資金運用検討委員会」を設置し、一定金額以上の有価証券購入など、余裕資金運用にかかる重要な対応を行う際には同委員会の審議を受けるなど、牽制機能を高めております。</p> <p>さらに、市場リスクに適切に対応するため「リスク管理委員会」を設置し、経済・金利見直し等を含め定期的な協議を行っているほか、ALMシミュレーション結果等を活用し、より健全な資産・負債のバランス、収益性の向上、管理体制の充実等に努めております。</p>	<p>事務リスクとは、役職員の事務ミス、あるいは事故や不正等により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。</p> <p>▶▶ 当金庫では、各営業店及び本部各部に定期的な自主検査の実施を義務付けているほか、本部監査部門が定期的に臨店監査を実施し、厳格な事務の遂行状況をチェックする体制をとっております。</p> <p>また、事務管理部門は、適時適切に事務取扱要領等の整備を実施しているほか、定期的に各営業店を訪問し事務指導を行うなど、事務処理の堅確性確保に努めております。</p>
流動性リスク	<p>流動性リスクとは、必要な資金調達ができない場合や高金利での調達を余儀なくされることにより、当金庫が損失を被る「資金繰りリスク」と、市場混乱等により市場での取引ができない場合や、自己の信用が低下し著しく不利な価格での取引をせざるを得ないことにより、当金庫が損失を被る「市場流動性リスク」があります。</p> <p>▶▶ 当金庫では、「余資運用基準」に基づき、資金調達、運用方法、期間バランス等を定期的に把握するとともに、ポジション枠に基づく管理を厳格に行うことで、適切な資金の流動性を確保しております。</p> <p>また、営業店及び本部各部署との緊密な連携により、風評等の発生に繋がるような情報の早期把握に努めているほか、万が一、不測の事態が生じた場合においても、各役職員が迅速かつ適切な対応を図れる体制を構築しております。</p>	<p>システムリスクとは、コンピューターシステムの障害または誤作動、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピューターシステムが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。</p> <p>▶▶ 当金庫では、システムリスク管理規程やセキュリティポリシー等に基づき、システムの安全管理を徹底するとともに、システム管理者とシステム運用者を分離し相互牽制機能を高めております。</p> <p>また、基幹コンピューター室への入室管理や、個々のPCに対する情報漏えい防止システムを導入し、コンピューターシステムの不正利用を抑制しているほか、情報系システムについては作業前の運用チェックを日々実施するなど、システムリスク管理の実効性を高めております。</p>
		<p>その他オペレーショナル・リスクとは、金庫経営や金庫取引において法律や社会通念等を逸脱した行為が発生するなどの「法務リスク」、人事運営上の不公正やセクハラ・パワハラ等の差別的な行為が発生するなどの「人的リスク」、地震・台風・落雷等自然災害の発生や、強盗事件・火災等による「有形資産リスク」、資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力など当金庫の風評を形成する内容が低下するなどの「風評リスク」の4つのリスクがあります。</p> <p>▶▶ 当金庫では、例えば弁護士と連携してリーガルチェックを実施することにより法務リスクの未然防止に努めているほか、相談窓口の設置や定期的な面接の実施による人的リスクの抑止など、その他オペレーショナル・リスク管理におきましても、リスク管理の徹底に努めております。</p>

金融ADR制度への対応(苦情処理措置・紛争解決措置等の概要)

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しております。

苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。

紛争解決措置

紛争解決に向けて、お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。ご利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。

また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。

都の都信用金庫 お客さま相談室

住 所：〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-5-30
T E L：022-222-8076
受付時間：8：30～17：00（信用金庫営業日）
F A X：022-224-1510
Eメール：soudanshitu@morinomiyako-shinkin.co.jp
受付媒体：電話、FAX、手紙、面談、メール

全国しんきん相談所（一般社団法人 全国信用金庫協会）

住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
T E L：03-3517-5825
受付時間：9：00～17：00（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、面談

東京三弁護士会

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
T E L	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 / 13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 / 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 / 13:00～17:00

CASH
CARD

キャッシュカードのお取扱いについて

▶▶ キャッシュカード等の紛失・盗難・偽造等の受付窓口

キャッシュカードや通帳等を紛失された場合、盗難や偽造被害に遭われた場合等には、下記の受付窓口までご連絡ください。

	受付時間	受付窓口	電話番号
平日	9:00～15:00	当金庫本支店	店舗のご案内は「営業店舗のご案内」をご覧ください。
	上記の受付時間以外	しんきん自動機監視センター または しんきん夜間受付センター	フリーダイヤル 0120-793-714 TEL 022-261-4811
土・日・祝日 12月31日～ 1月3日	24時間		

※電話での受付は緊急の仮受付となります。後日、書面での正式な届出が必要となりますので、お取引店にご本人さまのご来店をお願いいたします。

必要書類等

- ご本人確認書類（運転免許証・パスポート等）
- お取引口座の「口座お届印」
- 通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード等の再発行には、金庫所定の手数料が必要となります。

▶▶ 現金自動預払機（ATM）による現金お引き出しご利用限度額について

盗難・偽造キャッシュカードによる不正引き出しを未然に防ぎ、お客さまの大切なご預金をお守りするため、ATMを利用したキャッシュカードでの1口座・1日あたりの現金お引き出しご利用限度額を「100万円」までとさせていただきます。

なお、ご利用限度額を超えるお引き出しにつきましては、これまでどおり営業時間内に当金庫窓口にて、ご通帳と口座お届印によりお取り扱いさせていただきます。

1回の限度額	50万円
1日の限度額	100万円

※ATMで100万円を超えるお引き出しをご希望のお客さまへ

1口座・1日あたりの現金お引き出しご利用限度額は、当金庫窓口にて「ATM引出限度額変更手続き」をしていただくことにより、200万円を限度として増額することができます。ご希望のお客さまは、誠に恐れ入りますが、「ご本人確認書類（運転免許証等）」・「ご通帳またはキャッシュカード」・「口座お届印」をご持参のうえ、当金庫窓口にてお手続きくださいますようお願いいたします。

▶▶ キャッシュカードによる振込の一部利用制限について

キャッシュカードによる振込みが不慣れなご年配のお客さまをATMに誘導して、預金を振込させる「還付金詐欺」「振込め詐欺」等が急増しています。

当金庫では、このような「還付金詐欺」「振込め詐欺」等の被害を防止するための緊急対応として、下記のとおりキャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきます。

■緊急対応内容

次のお客さまは、ATMの振込限度額を「0（ゼロ）円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの振込取引ができなくなります。

■対象となるお客さま

70歳以上のお客さまのうち、当金庫ATMで3年以上キャッシュカードによる振込取引をされていない口座のお客さま。

※キャッシュカードによるATMでの振込取引を希望されるお客さまへ

対象となるお客さまが、継続的にキャッシュカードによるATMでの振込取引を希望される場合、本人確認のうえ、振込取引をできるようにさせていただきます。（平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し出ください。）

なお、キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来どおりお取扱いが可能です。

▶▶ キャッシュカードによる出金の一部利用制限について

近年、ご年配のお客さまを狙ってキャッシュカードを騙し取り、預金を引き出す等の詐欺被害が急増しております。

当金庫では、こうした詐欺被害を未然に防ぐ対応として、下記のとおりキャッシュカードによる出金取引を一部制限させていただきます。

なお、継続的にキャッシュカードによるATMでの出金取引をご希望されるお客さまは、誠に恐れ入りますが、「ご本人確認書類（運転免許証等）」・「ご通帳またはキャッシュカード」・「口座お届印」をご持参のうえ、当金庫窓口にてお手続きくださいますようお願いいたします。

■緊急対応内容

次のお客さまは、ATMの出金限度額を「0（ゼロ）円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの出金取引ができなくなります。

■対象となるお客さま

70歳以上のお客さまのうち、当金庫ATMで3年以上キャッシュカードによる出金取引のご利用がない個人のお客さま。

▶▶ 暗証番号の「変更」のお願い

キャッシュカードの盗難等による被害を防止するため、第三者に推測されやすい暗証番号をご使用の場合は、万が一に備え、他の暗証番号への変更をお願いいたします。

暗証番号は、当金庫のATMで、いつでも何回でも変更が可能です。

【推測されやすい暗証番号の例】

- 生年月日
- 電話番号
- 連続番号（1234等）
- 同一番号（7777等）
- 自動車のナンバー等

ご注意

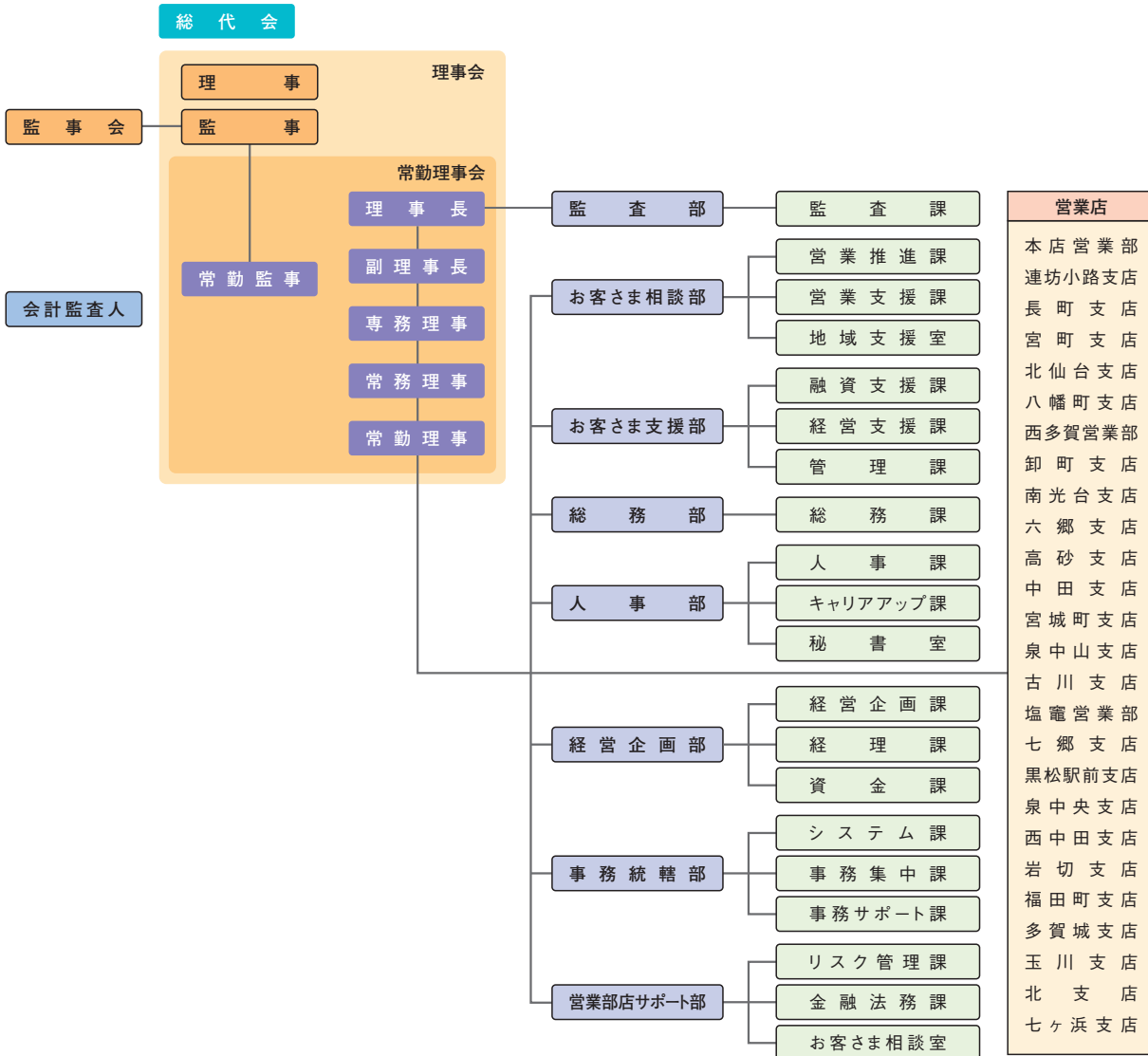
- 暗証番号の変更・新たなカードのお申込みに際しましては、「生年月日」・「電話番号」・「連続番号」・「同一番号」等の番号でのお取扱いはできませんのでご了承ください。

暗証番号は、第三者に知られないよう厳重な管理をお願いいたします。

お振込み、口座振替等のお取引内容をご確認いただくためにも、通帳へのご記入はお早めをお願いいたします。

コーポレートデータ

社都信用金庫機構図 (2021年6月末現在)



役員 (2021年6月末現在)

理事長	星 倫市	常勤理事	岸川 幹一
副理事長	大石 由史	理事	坂井 盾二 ^(※1)
専務理事	斎藤 浩	理事	菊田 浩之 ^(※1)
常務理事	橋川 晋	常勤監事	熊田 嘉信
常務理事	岸山 敏浩	監事	千葉 哲史
常勤理事	千葉 勝美	監事	涌井 えり子 ^(※2)
常勤理事	鍮水 桂子		

職員の状況

区分	2020年度末
職員数	253人
男子	136人
女子	117人
平均年齢	37歳5ヶ月
平均勤続年数	15年5ヶ月

※1 理事 坂井 盾二、理事 菊田 浩之は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 涌井 えり子は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

役職員の報酬体系の開示

当金庫では、経営の透明性に鑑み、役職員の報酬体系の開示をしております。

≫ 報酬体系について

1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、業務遂行の対価として支払う「報酬等」及び在任期間中の業務遂行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬等】

非常勤を含む全役員の報酬等につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払い総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬等の額につきましては職務等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬等の額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法

総代会の承認による

b. 決定時期と支払時期

退職または死亡後の総代会で承認後2ヶ月以内に本人または遺族に贈る。

(2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払い総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	157

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は4名です。

2. 上記の内訳は、「報酬等」142百万円、「退職慰勞金」14百万円となっております。

「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2 対象職員等

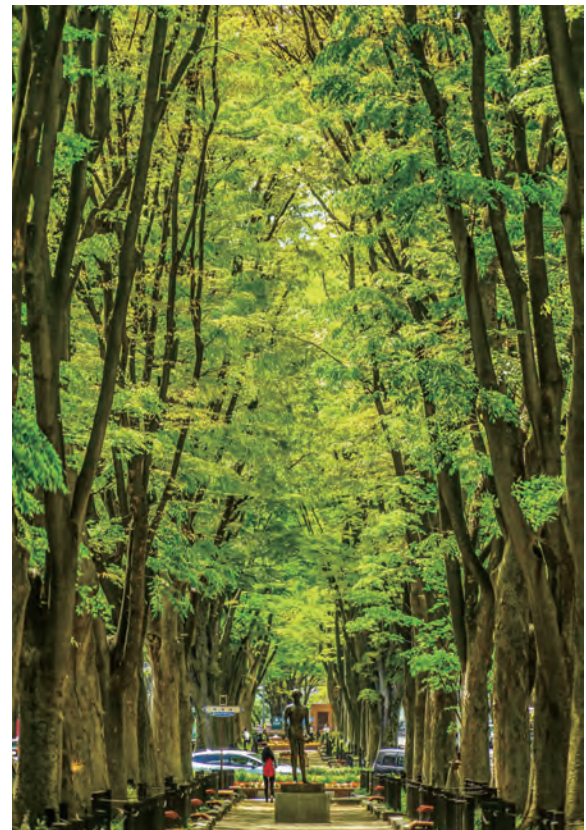
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等(注1)」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受取る者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受取る者はいませんでした。



総代会制度について

総代会は、重要事項を決議する最高意思決定機関であり、総代会制度は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

≫ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上困難です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

● 総代選考基準

- ① 資格要件
 - 当金庫の会員であること
- ② 適格要件
 - 地域における信任が厚く、総代として相応しい見識を有していること
 - 当金庫の理念をよく理解し、当金庫との取引や経営内容も良好であること
 - 地域の情報に通じ、当金庫に対する協力者であること
 - 良識をもって正しい判断ができること
 - 総代会に出席可能であること
 - 総代選任時における年齢が原則として80歳未満であること

● 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

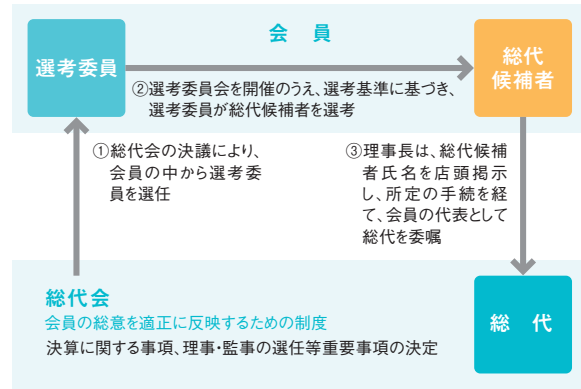
そこで、総代の選考は、定款および総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手順を経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- ③ その総代候補者を会員が信任する

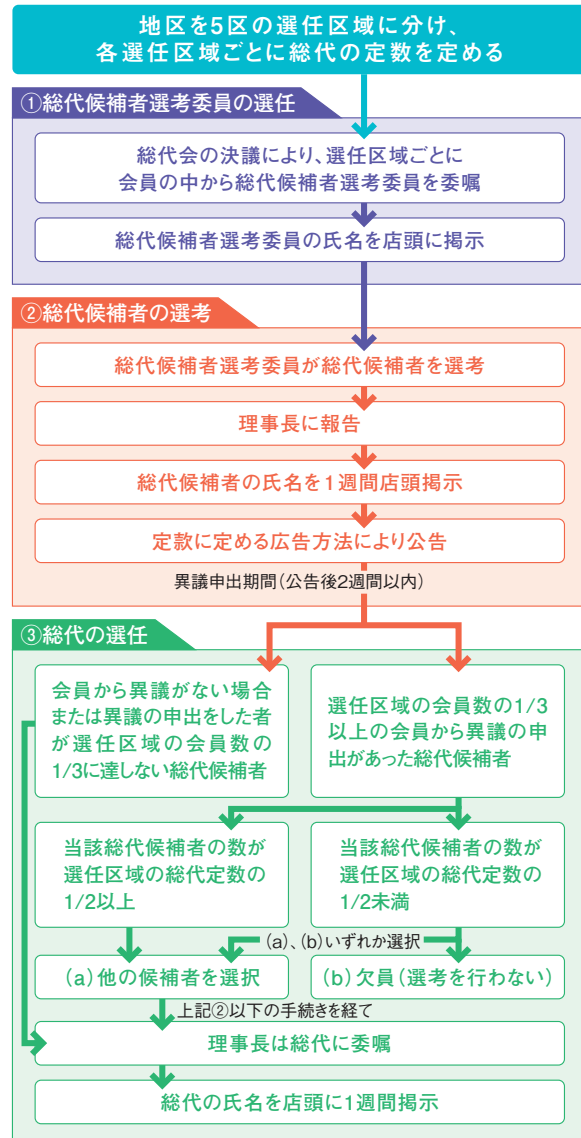
● 総代の任期と定数

- 総代の任期は2年です。
- 総代の定数は120人以上170人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
(2021年6月末現在の総代数は163人です)

≫ 総代会のしくみ



[総代が選任されるまでの手続き]



総代会の決議事項

2021年6月16日第78期通常総代会を開催し、次の事項について報告並びに付議いたしました。

●報告事項

- (1) 第78期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

●決議事項

- 第1号議案 第78期 剰余金処分案承認の件
第2号議案 総代候補者選考委員の選任の件
第3号議案 理事選任の件
第4号議案 会員の除名の件

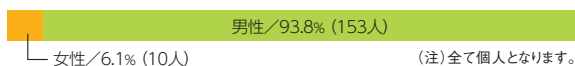
※以上の全議案について原案通り承認可決されました。

[総代属性別構成比]

■年代別総代数

年齢	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	法人	合計
総代数	-	8	25	62	68	-	163
構成比	0.0%	4.9%	15.3%	38.0%	41.7%	0.0%	100.0%

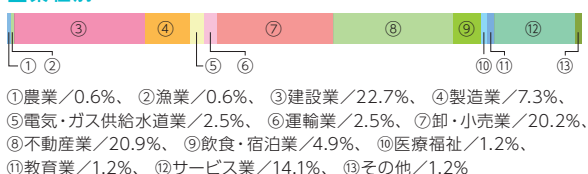
■男女別



■職業別



■業種別



総代の氏名等

(五十音順、敬称略)

主たる選任地区	人数	氏名
1区 仙台市青葉区	48名	秋山 祐悦⑦、阿部 幸悦⑧、伊藤 俊一⑧、植木 憲郎⑧、内田 靖⑤、大内 修道⑥、小畑 秀一⑥、金丸 英男⑦、亀田 治⑥、亀山 征弘⑥、川上 良雄⑥、菊地 憲雄⑥、日下 敦④、熊谷 久榮⑦、小林 昭和③、後藤 隆博③、佐藤 昂洋⑦、佐藤 一郎⑦、佐藤 建治⑤、佐藤 敏男②、佐藤 奈美⑦、佐藤 昇⑦、白木 進⑧、菅井 米⑦、鈴木 恵美子⑧、鈴木 正巳③、高橋 昭行②、高橋 俊行⑦、大久 雅昭②、富樫 利和⑥、富澤 正三⑧、中川 英毅⑧、芳賀 充弘④、畠中 忠彦⑧、半澤 弘⑧、引地 雄一朗⑤、平賀 ノブ⑧、藤島 大介⑥、舩山 克也⑥、増田 義子⑧、松坂 卓夫③、松澤 宏樹⑧、村上 青史⑦、山崎 浩之⑧、山下 晴也⑧、吉田 潤一⑧、米城 キエ子⑦、渡辺 好啓③
2区 仙台市太白区・若林区の一部	31名	相原 文弘⑥、板橋 祐一⑥、伊藤 静子⑧、伊藤 潤一⑦、岩本 和實⑧、大内 養一⑧、大友 満治⑥、小野寺 毅⑧、加藤 伴典⑧、木皿 信吉④、木村 勝宏③、木田 孝一⑦、日下 覚美⑥、佐藤 喜一⑥、佐藤 征子⑧、庄子 とき子④、高野 晴雄⑥、田中 義久③、千葉 榮⑧、沼田 長衛⑥、沼田 均⑥、延生 一雄②、松浦 哲朗⑧、三浦 義澄③、百田 秀人⑧、守 健一郎③、吉田 健寿③、萬 弘義⑤、渡邊 美智子③、渡辺 光浩⑧、渡邊 由之②
3区 仙台市宮城野区・若林区の一部	23名	阿部 節男⑧、阿部 嘉弘⑧、石井 吉雄⑧、伊藤 敬一郎③、加藤 明雄⑧、加藤 勝男⑧、加藤 博悦⑧、鎌田 晴義⑧、菅野 浩昭⑥、北谷 莊太郎⑥、佐々木 喜味工④、佐藤 秀世⑦、佐藤 達夫④、莊司 祐子⑦、鈴木 文夫⑦、田中 修②、平間 修一⑧、堀江 新一郎⑥、堀江 倉一③、堀越 良克③、守屋 長光⑧、山本 光②、渡辺 毅浩③
4区 仙台市泉区・大崎市	25名	青木 浩一②、赤木 久一⑧、太田 芳明⑤、大場 勝義⑧、奥山 俊一④、菅場 靖夫⑦、川野 隆③、後藤 俊朗⑧、今野 信一④、佐々木 金也③、佐藤 政志②、菅原 裕典⑧、高橋 昭夫②、竹内 義明②、中鉢 勝夫④、戸村 恵一③、早坂 了悦⑧、嶺岸 義雄③、三宅 俊幸⑥、村山 重雄⑧、山崎 英樹⑧、油井 洋治④、我妻 孝⑥、鷲尾 広也③、渡部 志朗⑧
5区 塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町	36名	相原 誠一⑧、安住 陽一④、瀧美 陽一⑧、井川 博人⑦、内海 勝男⑤、遠藤 誠④、大町 睦夫⑧、尾形 喜孝⑧、小幡 正樹⑧、柏 隆一⑧、片平 直道⑤、金世 良雄⑦、川崎 泰泉⑧、菅野 勝衛⑧、菊地 登志彦②、小泉 幸彌⑦、小松 好夫⑧、佐浦 俊一郎⑤、佐藤 良典②、志賀 直哉⑤、嶋原 信男⑧、澁谷 昭一郎⑥、菅原 宏和③、杉原 茂⑧、鈴木 朝博⑧、鈴木 誠⑧、須森 明⑧、清野 薫②、関 弘明③、瀬戸 秀壽③、瀬戸 浩⑥、千田 忠一④、津田 孝造⑧、村上 晃嗣⑧、渡邊 薫⑧、渡邊 善夫⑧

以上 163名

(注) 丸数字は総代の就任回数 委嘱期間 自 令和2年4月1日 至 令和4年3月31日

[会員数・出資金・出資配当率・純資産勘定]

	2020年3月31日		2021年3月31日	
	会員数	出資金額	会員数	出資金額
個人	35,376名	2,167,049千円	35,026名	2,145,775千円
法人	7,557名	550,343千円	7,579名	549,862千円
合計	42,933名	2,717,393千円	42,605名	2,695,638千円
出資配当率(年率)	2.00%		2.00%	
純資産勘定	21,619,536千円		22,464,276千円	

2021年3月31日現在 出資1口の金額50円 会員の出資の最低限度額/1万円



- 2021年3月末の純資産勘定は、224億64百万円となりました。金額は出資配当金などの社外流出を行う前の金額ですが、処分後の金額は224億10百万円となり、これが当金庫の狭義の自己資本で、経営安定の基礎となっています。出資金は2021年3月末で26億95百万円、会員数は42,605名となりました。
- 当金庫の会員資格は、当金庫の営業地区内にお住まいの方・地区内に転居することが確実に見込まれる方(信用金庫法施行規則で定める売買契約又は請負契約を締結した方に限ります。)お勤めの方・事業所をお持ちの方となっております。ただし、法人の場合は、常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額または出資の総額が9億円を超える事業者を除きます。また、会員となるためには、会員の出資の最低限度額1万円の出資が必要となります。

営業のご案内

≫ 第1 業務の種類

1 預金及び定期積金の受入れ

2 資金の貸付け及び手形の割引

3 為替取引

4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

- (1) 債務の保証又は手形の引受け
- (2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
- (3) 有価証券の貸付け
- (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
- (6) 短期社債等の取得又は譲渡
- (7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人福祉医療機構
日本銀行
年金積立金管理運用独立行政法人
独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人環境再生保全機構
東日本建設業保証株式会社
日本酒造組合中央会
一般社団法人しんきん保証基金
公益社団法人全国市街地再開発協会
公益財団法人不動産流通推進センター
株式会社日本政策投資銀行

- (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
- (9) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
信金中央金庫
みずほ信託銀行株式会社
- (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (12) 振替業
- (13) 両替

5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)

6 法律により信用金庫が営むことのできる業務



- (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
- (3) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
- (4) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務



▶▶ 主な預金商品

当座預金	安全で便利な手形小切手をご利用いただけます。※預金保険制度により全額保護されます。
無利息型普通預金	決済用預金の3要素【① 無利息 ② 要求払い ③ 決済サービスの提供】を満たした普通預金です。 ※預金保険制度により全額保護されます。
普通預金	給料、年金振込み口座や自動振替口座としてご利用いただけます。
総合口座	1冊の通帳に普通預金と定期預金・定期積金がセットできます。 必要な時に定期性預金残高の90%、最高200万円まで自動的にご融資がご利用いただけます。
貯蓄預金	お預入れの残高に応じた金利が適用され、出し入れを自由にすることができます。
通知預金	まとまった資金の短期運用に便利です。お引出しの際は2日前までにご連絡ください。
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金で、租税納付の目的のみご利用の場合は、利息は非課税となります。

▶▶ 各種サービス

インターネットバンキング	<p>■法人インターネットバンキング</p> <p>パソコン等の機器からインターネットを通じて、利用口座に関する資金移動(振込・振替)業務、照会業務、税金・各種料金払込業務等のサービスを行っております。</p> 
	<p>■個人インターネットバンキング</p> <p>お手持ちのパソコンやスマートフォン、携帯電話からインターネットを通じて、利用口座に関する資金移動(振込・振替)業務、照会業務、Eメール通知業務等のサービスを行っております。</p> 
しんきんバンキングアプリサービス	スマートフォンのアプリで口座残高や、入金明細がいつでも、どこでも簡単に確認できます。
テレホンバンキング	電話1本で残高照会、入金明細照会、振込み、振替サービスがご利用いただけます。
デビットカード	デビットカード機能付のキャッシュカードで、お買い物、飲食等のご利用代金をお客さまの口座から即座に決済するサービスです。
しんきん電子マネーチャージサービス	携帯電話、スマートフォン等からの操作により、キャッシュカード発行済の普通預金(無利息型・総合口座を含む)から電子マネー「楽天Edy(ラクテンエディ)」をチャージ(入金)するサービスです。
夜間金庫	「夜間金庫」サービスの新規お申込を一時休止しております。
貸金庫	お客さまの大切な財産や貴重品、預金通帳や重要書類を安全に保管します。 設置店舗 本店営業部／北仙台支店／卸町支店／岩切支店

▶▶ 保険商品・老後資金

保険窓口販売『医療保険』	長生きの時代、病気やケガのリスク、働けなくなるリスク、介護のリスクに備えます。掛け捨て型や積立型など、お客さまの様々なニーズにお応じます。保障は一生続きます。
保険窓口販売『がん保険』	今や2人に1人は「がん」となるといわれる時代。「がん」と診断されてから、通院、入院、手術、治療、そして再発・長期治療まで、治療環境の変化にあわせた手厚い保障内容でサポートします。また、女性特有のがんにも充実した保障内容となっております。
保険窓口販売『標準傷害保険』	国内・国外を問わず24時間(日常生活、仕事中、通勤、通学中など)さまざまな事故によるケガを補償します。保険期間1年間の掛け捨て商品です。(その後の継続も可能です。)
保険窓口販売『個人年金保険』	ゆとりあるセカンドライフのための資産形成は欠かせません。老後の生活資金を計画的に準備しませんか? お客さまの豊かなセカンドライフの資産形成をお手伝いします。
保険窓口販売『終身保険』	大切なご家族のために、万一の保障(死亡保障)を生涯にわたって確保できます。老後の生活資金の準備はもちろん、相続対策にも有効な保険商品です。
保険窓口販売『しんきんグッドすまいる』	住宅ローンをご利用されるお客さまに安心もいっしょにお届けする住宅・マンション用の火災保険で幅広い補償内容となっております。
保険窓口販売『しんきんオーナーの火災保険』	併用住宅・共同住宅の建物、収容家財が対象の火災保険です。家賃損失を補償するなど、幅広いリスクに備えることができます。会員である法人、個人事業主、個人の方が対象となります。
国債窓口販売『新型窓口販売方式国債』	毎月(年12回)発行され5万円からご購入いただける国債です。固定金利2年・5年・10年の3種類があります。元本や利子の支払いは、国により保証されています。
国債窓口販売『個人向け国債』	個人の方のみを対象とした1万円からご購入いただける安心・手頃な国債です。固定金利3年・5年と変動金利10年の3種類があります。元本や利子の支払いは、国により保証されています。
個人型確定拠出年金『iDeCo』	個人型確定拠出年金は、国民年金基金連合会が実施主体となり行っている年金制度です。掛金は全額所得控除の対象となります。運用益は非課税ですが、将来のお受取金額が運用成果次第で変動します。
国民年金基金	国民年金基金は、自営業・フリーランスの皆さまの老齢基礎年金に上乗せする、公的な年金制度です。掛金の全額が所得控除の対象となる確定年金で、老後の生活に終身で備えることができます。

営業のご案内

運用する／備える

資産運用手段は、従来の預金に加え、公共債をはじめ投資信託や個人年金保険などの預かり資産に広がり、ますます多様化しております。

当金庫では、これら預かり資産関連商品の販売にあたり、法令で定められている研修をはじめ商品知識の習得に向けた勉強会等を実施し、金融商品取引法、保険業法などを遵守し、お客さまに適切な運用プラン等をアドバイスするよう努めております。

信用金庫など金融機関における保険窓販の全面解禁に伴い、様々な保険商品の取扱いが可能となり、お客さまの多様な保険ニーズに幅広くお応えできるよう商品ラインナップの充実に積極的に取り組んでおります。

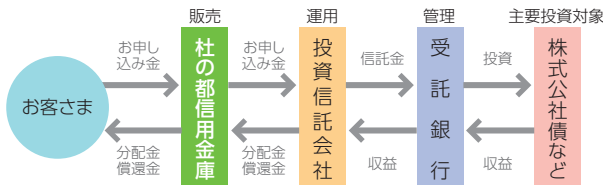
これからも、地域の皆さまの「豊かな生活の実現」に向けたサポート役を果たしてまいります。

投資信託について

「投資信託」(ファンドとも呼ばれる金融商品)は、多くのお客さまからお預かりした資金をひとつにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が、複数の株式や債券等多くの金融商品に投資(運用)し、その成果をお客さまにお返しする商品です。

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、販売等に際しては、「金融商品に係る勧誘方針」を遵守し、勧誘の適正の確保を図るとともに、十分な説明責任を果たしてまいります。

投資信託の仕組み



お客さまの窓口となる市の都信用金庫のほか、投資信託会社、実際の売買や資金管理をする受託銀行によって運営されます。この内、投資信託会社と受託銀行は投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の特徴

- 小さな資金で始めることができます。
株式・債券などの有価証券への投資金額は、1万円程度の「小口資金」から始められます。
- 株式や債券などに分散して投資します。
投資信託では、複数の銘柄に少しずつ資金を分散して投資しますので、全体的に値動きが平均化され、リスクを抑えた運用を目指すことができます。
- 専門家に運用をお任せいただけます。
株式や債券などに投資するには、多額の資金と専門的な知識が必要となります。投資信託の場合は多くのお客さまからお預かりした資金をまとめて、運用の専門家がバランスのとれた分散投資を行います。

ご購入の際の注意事項

- 投資信託は預金商品ではありません。
- 投資信託は預金保険及び投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、元本及び分配金が保証されている商品ではありません。
- ご購入した資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- ご購入の際は必ず「目論見書」をご覧ください。

投資信託ラインナップ

分類	ファンド名	愛称	投信委託会社	
株式型	国内	しんきんインデックスファンド225	しんきんアセットマネジメント投信	
	国内	しんきんトピックスオープン	しんきんアセットマネジメント投信	
	国内	しんきん好配当利回り株ファンド	しんきんアセットマネジメント投信	
	外国	三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド	三井住友DSアセットマネジメント	
債券型	国内	しんきん世界好配当利回り株ファンド(毎月決算型)	しんきんアセットマネジメント投信	
	国内	しんきん公共債ファンド	ハロー・インカム しんきんアセットマネジメント投信	
	国内	ニッセイ日本インカムオープン	Jボンド ニッセイアセットマネジメント	
	国内	世界のサイフ	— 日興アセットマネジメント	
	外国	グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)	— 三菱UFJ国際投信	
	外国	DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算型)	ハッピークローバー アセットマネジメントOne	
	外国	ハイグレードオセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)	杏の実 大和アセットマネジメント	
	外国	DIAM高格付外債ファンド	トリプルエース アセットマネジメントOne	
	バランス型	国内	しんきん3資産ファンド(毎月決算型)	しんきんアセットマネジメント投信
		国内	しんきんグローバル6資産ファンド(毎月決算型)	しんきんアセットマネジメント投信
国内		しんきんリートオープン(毎月決算型)	しんきんアセットマネジメント投信	
国内		三井住友・グローバル・リート・オープン(3ヶ月決算型)	世界ビル紀行 三井住友DSアセットマネジメント	

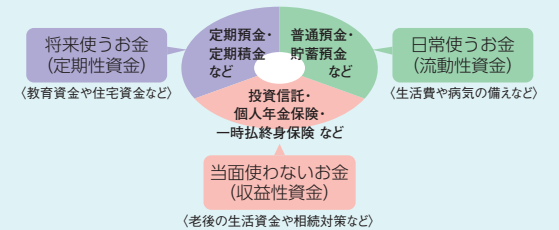
つみたてNISA専用ファンド

分類	ファンド名	投信委託会社	
株式型	国内	たわらノーロード 日経225	アセットマネジメントOne
	国内	たわらノーロード TOPIX	アセットマネジメントOne
	国内	たわらノーロード 先進国株式	アセットマネジメントOne
	外国	たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジあり)	アセットマネジメントOne
バランス型	国内	たわらノーロード 新興国株式	アセットマネジメントOne
	国内	たわらノーロード バランス(8資産均等型)	アセットマネジメントOne

夢の実現に向けて資産運用を始めてみませんか?

お金を「目的別」に整理してみましょう

お金の「使う目的」と金融商品を上手に組み合わせることが大切です。



▶▶ 主な貸出商品

創業支援融資	開業（開業後1年未満の事業者含む）のための運転資金・設備資金にご利用ください。 【ご融資金額】100万円～300万円 【ご融資期間】5年以内
事業活性化ローン	運転資金、設備資金にご利用ください。 【ご融資金額】500万円～2,000万円 【ご融資期間】7年以内（据置期間、1年間を含む）
ワイドローン	団体生命保険付の長期貸出にご利用ください。事業資金、個人住宅資金など幅広くお使いいただけます。 【ご融資金額】事業資金200万円以上1億円以内 個人住宅資金10万円以上1億円以内 個人消費資金200万円以上1,000万円以内 【ご融資期間】事業資金2年以上25年以内 個人住宅資金25年以内 個人消費資金2年以上10年以内 （いずれも据置期間1年を含む）
TKC経営者ローン	TKC会員の関与先企業のお客さまが対象となります。運転資金にご利用ください。 【ご融資金額】100万円～1,000万円以内 【ご融資期間】7年以内
事業者カードローン	事業者向けのカードローンです。運転資金、設備資金にご利用ください。宮城県信用保証協会の保証が必要となります。 【ご融資金額】100万円～2,000万円以内 【ご融資期間】1年または2年
ビジネスカードローン	事業者向けカードローンです。運転資金、設備資金にご利用ください。担保（不動産・預積金等）が必要となります。 【ご融資金額】50万円～3億円以内 【ご融資期間】3年ごとの更新
ライフカードローン	個人向けカードローンです。消費資金にご利用下さい。担保（不動産・預積金等）が必要となります。 【ご融資金額】50万円～500万円以内 【ご融資期間】3年ごとの更新
災害復旧融資	災害等により被災を受けたお客さまが対象となります。当座の運転資金や設備等の修復にご利用ください。 【ご融資金額】10万円～1,000万円以内 （災害緊急融資の場合は500万円以下） 【ご融資期間】1年以上7年以内（据置期間6ヶ月含む） （災害緊急融資の場合は5年以内）

▶▶ 主な個人向けローン商品

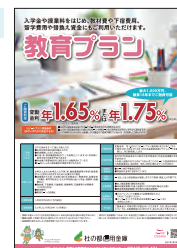
しんきんフリーローン
 お使いみち自由！
 ローンおまとめ資金・事業性資金にも！
 【ご融資金額】最大500万円
 【ご融資期間】最長10年
 （一社）しんきん保証基金の保証が必要となります。



カーライフプラン
 みなさまのカーライフを応援します
 【ご融資金額】最大1,000万円
 【ご融資期間】最長10年
 （一社）しんきん保証基金の保証が必要となります。



教育プラン
 入学金や授業料をはじめ、教材費や下宿費用、留学費用や借換え資金にもご利用いただけます。
 【ご融資金額】最大1,000万円
 【ご融資期間】最長16年
 （一社）しんきん保証基金の保証が必要となります。



しんきん教育カードローン
 教育資金もATMでお借入できます。元金の返済は卒業後から！
 在学期間中はお利息のみのお支払い！
 【ご融資金額】最大500万円
 【ご融資期間】5年以内
 （一社）しんきん保証基金の保証が必要となります。



無担保住宅ローン
 自宅の購入資金・リフォーム資金、住宅ローンの借換えなど住宅資金全般に！
 【ご融資金額】最大1,500万円
 【ご融資期間】最長20年
 （一社）しんきん保証基金の保証が必要となります。



インターネット申込受付

インターネットでの
 個人向けローン商品
 お申込みはこちらから



各種手数料

●ATM手数料 (消費税込)

ご利用時間*1		当金庫 カード	他金庫 カード	七十七銀行 カード*2	仙台銀行 カード*2	他金融機関 カード*2	ゆうちょ銀行 カード*2	提携クレジットカード*2 *3				
出金 手数料	平日	7:30~8:45	110円	110円	110円	220円 (注)	220円 (注)	無料				
		8:45~18:00	無料	無料	無料	110円	110円	無料				
		18:00以降	110円	110円	110円	220円 (注)	220円 (注)	110円				
	土曜日	8:00~9:00	無料	110円	110円	110円	220円 (注)	220円 (注)	ご利用できません			
		9:00~14:00		無料 *4					無料	無料		
		14:00以降		110円					110円			
日曜・祝日	8:00~9:00	110円	220円 (注)	110円	110円	220円 (注)	220円 (注)	ご利用できません				
	9:00~17:00		110円					110円				
	17:00以降		220円 (注)					220円 (注)				
ご利用時間*1		当金庫 カード	他金庫 カード	七十七銀行 カード	仙台銀行 カード*2	他金融機関 カード*2 *5	ゆうちょ銀行 カード*2	提携クレジットカード*2 *6				
入金 手数料	平日	7:30~8:45	110円	ご利用できません	220円 (注)	220円 (注)	220円 (注)	無料				
		8:45~18:00	無料		110円	110円	110円					
		18:00以降	110円		220円 (注)	220円 (注)	220円 (注)					
	土曜日	8:00~9:00	無料		110円	110円	110円	110円	110円	ご利用できません		
		9:00~14:00			無料					110円	110円	110円
		14:00以降			110円					220円 (注)	220円 (注)	220円 (注)
日曜・祝日	8:00~9:00	無料	220円 (注)	220円 (注)	220円 (注)	220円 (注)	220円 (注)	ご利用できません				
	9:00~17:00		110円					110円	110円			
	17:00以降		220円 (注)					220円 (注)	220円 (注)			

※1 ご利用時間は当金庫の最大稼働時間で表示しております。各ATMコーナーのご利用時間につきましては、「ATMコーナーのご案内」にてご確認ください。また、当金庫以外のカードでのご利用可能時間につきましては、口座をお持ちの金融機関またはクレジットカード会社にお問い合わせください。
 ※2 平日のご利用開始時間は8:00からになります。
 ※3 「提携クレジットカード」のキャッシング手数料は、別途クレジット会社からお客さまにご請求されます。なお、手数料につきましては、各提携クレジット会社により異なりますので、詳しくはクレジットカード会社へお問い合わせください。
 ※4 土曜日のお引出しにつきましては、一部有料となる信用金庫がございます。
 ※5 「他金融機関カード」のご入金は、第二地方銀行・信用組合・労働金庫のうち、相互入金業務提携金融機関のカードに限ります。
 ※6 「提携クレジットカード」のご入金(ご返済)は、一部のATMでご利用いただけます。
 (注) 利息制限法等の改正に伴い、ATM利用手数料が220円(消費税込)となる一部のお取引について、手数料が110円(消費税込)に引き下げとなる場合や、ご利用できない場合がございます。詳しくは口座をお持ちの提携金融機関にお問い合わせください。

●為替手数料 (消費税込)

手数料項目・取扱区分等			当金庫		他行宛
			同一店内宛	本支店宛	
振込 【窓口扱い】*1	電信・ 文書扱い	5万円以上 1件につき	440円	550円	880円
		5万円未満 1件につき	220円	330円	660円
振込 【ATM扱い】	当金庫 キャッシュ カード扱い	5万円以上 1件につき	無料	330円	660円
		5万円未満 1件につき	無料	110円	440円
	他行 キャッシュ カード扱い(注)	5万円以上 1件につき	440円	440円	770円
		5万円未満 1件につき	220円	220円	550円
現金扱い		5万円以上 1件につき	330円	440円	770円
		5万円未満 1件につき	110円	220円	550円
インターネットバンキング テレホンバンキング		5万円以上 1件につき	無料	220円	550円
		5万円未満 1件につき	無料	110円	330円
為替自動振込		5万円以上 1件につき	無料	330円	660円
		5万円未満 1件につき	無料	110円	440円
送金	送金小切手	1通につき	440円	660円	
給与振込	1件につき		無料	220円	
代金取立	同一手形交換所内	非会員		220円	
		当金庫会員		110円	
	仙台←→古川 手形交換所間	非会員		440円	
		当金庫会員		330円	
	上記以外 (集手・一覧・期近・取立)	非会員		660円	
		当金庫会員		550円	
その他	個別	普通扱 1通につき		990円	
	取立	至急扱 1通につき		1,320円	
	送金・振込の組戻		1通	660円	
	不渡手形・小切手等返却 (同一手形交換地域内)		1通	660円	
その他	取立手形・小切手等組戻 (同一手形交換地域内)		1通	660円	
	取立手形店頭呈示		1通	660円	
	その他(拒絶証書作成費用等)			実費	

※1 視覚障がいをお持ちのお客さまの振込みの場合は、【ATM扱い】の振込手数料となります。
 (注) 他金融機関のキャッシュカードご利用の場合は、曜日・時間帯により別途ATM利用手数料がかかります。

●両替手数料 (消費税込)

窓口扱い	両替枚数	手数料(消費税込)
	1枚~50枚以下	無料
51枚~500枚	440円	
501枚~1,000枚	550円	
1,001枚~2,000枚	770円	
以降1,000枚ごとに	330円加算	

※汚損した現金の交換・記念硬貨の交換は無料とさせていただきます。
 ※現金による払い戻し時に金種を指定される場合(実質両替と判断される場合)も両替と同額の手数料をいただきます。

両替機	ご希望金種の合計枚数	手数料(消費税込)
	1枚~1,000枚(注)	200円
1,001枚~1,500枚※	300円	

※両替機での1回の両替限度枚数は1,500枚となります。
 (注) 本店営業部は1回の両替限度枚数は1,000枚となります。
 (金種によって限度枚数までの両替ができない場合がございます)
 ※両替機ご利用の際、当金庫キャッシュカードまたは両替機専用カードのご利用で、お一人さま1日1回50枚まで無料とさせていただきます。

●預金・その他手数料(消費税込)

手数料項目	手数料(消費税込)		
手形 小切手	小切手発行手数料	1冊につき 2,200円	
	約束手形発行手数料	1冊につき 2,200円	
	為替手形発行手数料	1冊につき 2,200円	
	記名判 変更登録	1回につき 5,500円	
自己宛小切手発行手数料	1枚につき 440円		
マル専手形	口座開設手数料	割賦販売通知書1枚につき 3,300円	
	手形発行手数料	手形1枚につき 550円	
貸金庫	全自動 ※設置店舗:本店営業部	I種 年額	19,800円
		II種 年額	33,000円
		III種 年額	39,600円
	全自動 ※設置店舗:北仙台支店 岩切支店	I種 年額	13,200円
		II種 年額	18,700円
		III種 年額	24,200円
半自動 ※設置店舗:卸町支店	I種 年額	15,400円	
	II種 年額	23,100円	
貸金庫鍵紛失手数料	実 費		
夜間金庫	基本料	月額 6,600円	
	入金帳	1冊につき 8,800円	
夜間金庫再交付手数料(投入袋・鍵の紛失等)	実 費		
ICキャッシュカード発行手数料	1枚 1,100円		
再発行手数料 (通帳・証書・カード) ※通帳アプリから紙通帳への切替を含む	1通 1,100円		
インターネット バンキング	HU・SPC	月額 1,100円	
	個人版	基本料	無 料
		契約時	無 料
法人版	基本料 月額 2,200円 契約時 5,500円		
ハードウェア トーフン	新規申込・再発行時 (紛失・破損・電池切れ等)	1個につき 880円	
各種証明書 発行	残高・利息証明書発行手数料 (英文を含む)	窓口扱い1通につき 330円 郵送扱い1通につき 660円	
	相続預金払戻証明書発行手数料	1通につき 2,200円	
	融資証明書	1部につき 5,500円	
	その他証明書(債務保証書等)	1部につき 1,100円	
取引履歴照会(マイクロフィルムの写し)	1枚につき 220円		
金庫証明書 抄本・印鑑証明書等	1通につき 1,100円		
個人情報開示	基本項目	窓口扱い1通につき 660円 郵送扱い1通につき 1,100円	
	基本項目以外 ※従量手数料は、2枚目以降1枚あたり55円となります。	窓口・郵送扱い1通につき 2,200円	
各種調査 税務調査時等	1枚 22円		
債権口座管理 振替決済口座管理	無 料		
保護預かり その他(特殊預り)	月額 220円		
株式・出資払込事務取扱手数料	払込額×1000分の2.5×1.1(消費税)		
個人向け信託商品事務手数料	信託金額×1%×1.1(消費税)※上限55,000円		
口座振替手数料	1件あたりの手数料単価×件数×1.1(消費税)		
電子マネー 手数料	チャージ(取引)金額15,000円未満	取引1回につき 55円	
	チャージ(取引)金額15,000円以上	無 料	
集配金 (集配業務契約先)	週1回	月額 5,500円	
	週2回	月額 11,000円	
	週3回	月額 16,500円	
	週4回	月額 22,000円	
	週5回	月額 27,500円	
不定期(注)	月額 2,750円		
無鑑査集金靴・鍵再交付等手数料	実 費		

(注)指定日等に集金し、その回数が1ヶ月あたり3回以下の場合
※集配金手数料に両替手数料は含まれておりません。

●融資手数料(消費税込)

手数料項目	手数料(消費税込)		
不動産 担保設定	3千万未満 11,000円		
	(根)抵当権設定額 1億円未満 33,000円		
	1億円以上 55,000円		
不動産 担保変更	・追加設定(差換含む)・極度額変更 ・譲渡 ・債務者変更	以下のものは除きます ・公的機関からの要請による 取扱店変更のもの ・当金庫都合によるもの ・融資時の条件によるもの	
	・順位変更	11,000円	
	・一部抹消		
条件変更 (変更契約書・特約書等)月々の返済金または貸付期限の変更したもの	11,000円		
融資実行	割手・手貸・証貸 純新規のみ	1件 1,100円	
	割手・手貸・証貸 純新規以外	申込みの都度 1件 550円	
	消費者ローン カードローン以外	申込みの都度 1件 330円	
証書貸付 (住宅ローン以外の 消費者ローンを除く)	臨時内入(契約期間5年超を対象)	1回 5,500円	
	繰上完済 (契約期間10年以上を対象)	融資後3年以内	5,500円
		融資後5年以内	3,300円
		融資後7年以内	2,200円
融資後7年超	無 料		
ローン事務取扱	ローン事務取扱	1件 67,100円	
	ローン事務取扱	1件 12,100円	
	変動金利 (固定金利 選択時含む)	1回 22,000円	
	繰上完済	33,000円	
	固定金利再設定	5,500円	
	全期間固定金利	1回 5,500円	
住宅ローン ・保証会社保証付 ・ワイドローン (個人住宅)	臨時内入	1回 5,500円	
	繰上完済	融資後7年以内 3,300円	
	融資後7年超	無 料	
	繰上完済		

●でんさいサービス手数料(消費税込)

契約料および基本手数料 ※法人IB契約先無料

手数料項目	手数料(消費税込)	
	電子記録債務者	債権者利用限定
契約料(初回のみ)	5,500円	2,750円
基本手数料(月額)	書面取引	2,200円
	PC取引	1,100円
		2,200円

通常利用料 書面取引

手数料項目	手数料(消費税込)	
	電子記録債務者	債権者利用限定
発生記録利用料 (1取引)	770円	-
譲渡記録利用料 (1取引)	770円	770円
分割譲渡記録利用料 (1取引)	770円	770円
変更・訂正等 (1取引)	1,100円	1,100円
開示請求(窓口) (1通)	1,100円	1,100円
開示請求(特例) (1通)	2,200円	2,200円
割引申請 (1取引)	550円	550円

通常利用料 PC取引

手数料項目	手数料(消費税込)	
	電子記録債務者	債権者利用限定
発生記録利用料 (1取引)	550円	-
譲渡記録利用料 (1取引)	550円	550円
分割譲渡記録利用料 (1取引)	550円	550円
変更・訂正等	無 料	無 料
開示請求	無 料	無 料

お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針

都信用金庫は、お客さまとのコミュニケーションをより一層深め、お客さまの必要とする金融サービスの提供に努めてまいります。

これまで以上に、「お客さまのご要望」をうかがい、「お客さまの立場」で考え、お客さまにご満足していただくため、「お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針」を以下のとおり策定し公表することといたしましたのでお知らせいたします。

1. お客さまにふさわしい商品・サービスをご提供いたします

(1)お客さまの安定的な資産形成のお手伝いができるよう、お客さまお一人おひとりに合った商品・サービスの提供を心がけてまいります。

行動計画

- 取扱い商品の選定にあたっては、商品の特徴・リスク・手数料の検討を十分に行ってまいります。
- そのうえで、お客さまのご要望に沿ったご提案ができるよう、商品ラインナップの充実に努めてまいります。

2. お客さまの立場で、分かりやすい説明・情報提供およびご提案をいたします

(1)日頃からお客さまとのコミュニケーションを深め、お客さまの資産運用に関する知識・経験・資産状況やライフプランをお客さまと共有し、安定的な資産形成に必要とされる商品・サービスをご提案いたします。

(2)商品のご提案にあたっては、市場動向・商品の特徴・リスク・各種手数料等の情報を、分かりやすくご説明するよう心がけてまいります。

(3)商品をご契約いただいたお客さまには、定期的アフターフォローを実施してまいります。

行動計画

- 投資商品ごとの基準価額推移をグラフなどで分かりやすくお示しし、商品に関する情報を定期的に当金庫のホームページでご提供いたします。
- お客さまにご提案する際は、パンフレットのほかタブレット端末や冊子等をご覧いただきながら、お客さまの投資経験やご年齢に応じて、じっくりと丁寧に分かりやすくご説明いたします。
- 特に、ご高齢のお客さまへのリスク性の高い商品のご提案については、その場ですぐにご契約を求めることはいたしません。ご契約の際はご家族がご同席のもとで説明させていただくなど、十分に納得いただいたうえで、ご契約いただきます。
- ご契約後や、3か月ごとのアフターフォロー（訪問・電話等）を実施する際に、ご購入いただいた商品の情報（基準価額・手数料等）のほか、今後の資産形成・ライフプランに役立つ情報をご提供してまいります。

3. お客さま本位の業務運営のための体制を整備いたします

(1)職員一人ひとりが今まで以上にお客さまから信頼を得られるよう、研修制度や資格取得制度を充実し、本取り組み方針の実践に努めてまいります。

(2)本取り組み方針については、お客さまへより良いサービスがご提供できるよう、実施状況を定期的に検証し、見直しを行ってまいります。

行動計画

- 全職員に研修の実施や、国家資格であるファイナンシャルプランナーや金融窓口サービス技能検定の取得を推奨することで、職員の商品提案能力などのレベルアップを図ってまいります。
- 本取り組み方針の実施状況は、指標を交え成果を公表するとともに、定期的実施状況を検証してまいります。また、必要に応じて取り組み方針の見直しを行ってまいります。

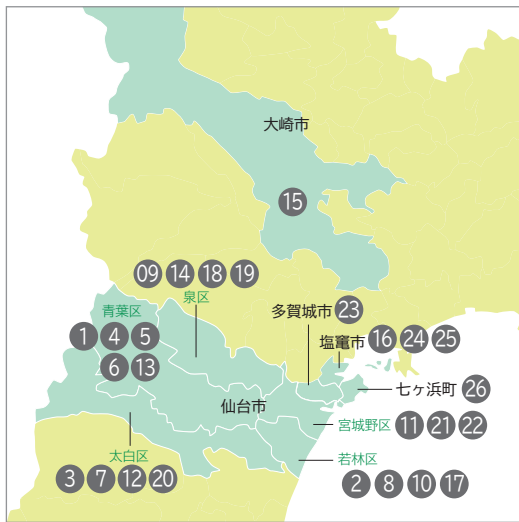
投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIの公表について

当金庫は「お客さま本位の業務運営」により、どのような成果を上げているかを分散図などで「見える化」した『評価指標（共通 KPI）』を公表しております。

(1) 運用損益別顧客比率	(2) 預かり残高上位のコスト・リターン	(3) 預かり残高上位のリスク・リターン
全てのお客さまの運用状況を損益区分ごとにグラフ化しています。	お預かりしている残高上位のコストとリターンを比較した分散図で公表しています。	お預かりしている残高上位のリスクとリターンを比較した分散図で公表しています。

店舗紹介

地域に貢献し、地域とともに
未来へ歩み続ける
「もりしん」を目指して





信金中央金庫

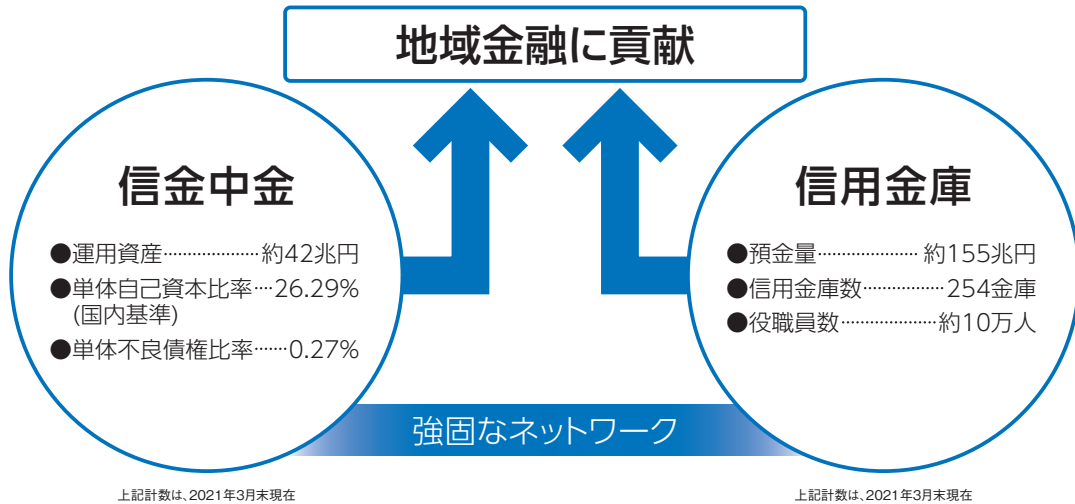
～信用金庫のセントラルバンク～

SCB Shinkin Central Bank

信金中央金庫(信金中金)は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2021年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約35兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



信用金庫の業務にかかるサポート

- ・中小企業のビジネスマッチング
- ・信用金庫顧客の海外進出支援
- ・個人の資産形成や相続にかかる業務の支援
- ・地域創生やフィンテックの活用など

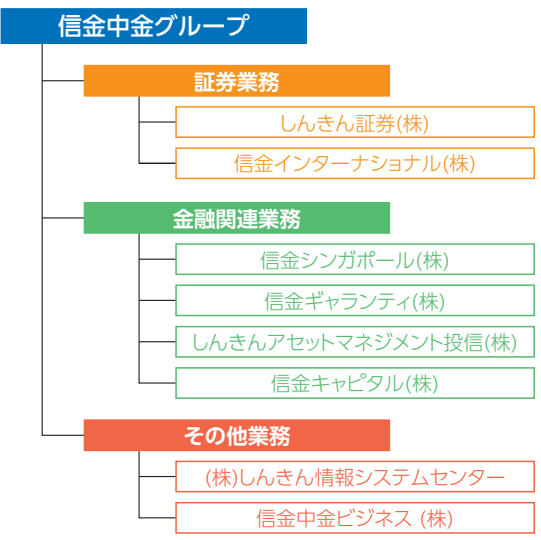
信用金庫の経営にかかるサポート

- ・信用金庫向け金融商品の提供
- ・信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ・信用金庫の業務効率化・経費削減
- ・信用金庫の経営分析、経営相談など

信用金庫業界の資金運用

- ・信用金庫から預け入れた預金や金融債を発行して調達した資金を国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ



邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	A
格付投資情報センター(R&I)	A+
日本格付研究所(JCR)	AA

2021年3月末現在

業績のご報告

36～39

財務諸表

貸借対照表／
貸借対照表の注記事項／
損益計算書／損益計算書の注記事項／
剰余金処分計算書

40

預金業務の状況

預金積金科目別期末残高／
預金・譲渡性預金科目別平均残高／
預金者別預金残高／役職員一人当たり預金・貸出金残高／
一店舗当たり預金・貸出金残高

40

為替業務の状況

内国為替取扱高

40～41

貸出業務の状況

貸出金科目別期末残高／貸出金科目別平均残高／
貸出金金利別残高／
業種別・会員・会員外別貸出金残高／
特定海外債権残高／貸出金使途別内訳／
貸出金担保別内訳／債務保証見返額担保別内訳／
消費資金残高／住宅資金残高／
代理貸付残高の内訳／
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額／
貸出金償却額

42～43

有価証券に関する状況

有価証券期末残高／有価証券平均残高／
商品有価証券期末残高・平均残高／
有価証券の種類別の残存期間別残高／
有価証券の時価情報／金銭の信託の時価情報／
デリバティブ取引時価情報／公共債引受額

44～45

損益の状況

資金運用収支の状況及び業務粗利益及び粗利益率／
業務純益／その他業務収支の内訳／
役員取引等収支の内訳／経費の内訳／
資金運用収支の内訳／受取・支払利息の増減／
最近5事業年度の主要な経営指標の推移

45

経営指標

利益率／利鞘／預証率／預貸率

自己資本の充実の状況(自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示)

46～52

事業年度の開示事項

- (1) 自己資本の構成に関する事項
- (2) 自己資本の充実度に関する事項
- (3) 信用リスクに関する事項
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- (9) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (10) 金利リスクに関する事項

財務諸表

■ 貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

科 目	2019年度 (2020年3月31日現在)	2020年度 (2021年3月31日現在)
現 金	7,218	7,536
預 け 金	172,636	180,526
買入金銭債権	499	1,412
金銭の信託	-	-
有価証券	70,995	84,715
国 債	23,602	29,421
地 方 債	12,511	17,656
社 債	22,578	24,627
株 式	720	844
その他の証券	11,582	12,165
貸 出 金	316,926	333,337
割引手形	855	777
手形貸付	13,134	12,752
証書貸付	268,586	290,740
当座貸越	34,349	29,067
その他資産	2,369	2,433
未決済為替貸	100	102
信金中金出資金	1,786	1,786
前払費用	8	21
未収収益	358	394
その他の資産	115	128
有形固定資産	7,932	8,006
建 物	3,397	3,624
土 地	3,775	3,775
建設仮勘定	105	24
その他の有形固定資産	654	582
無形固定資産	175	165
ソフトウェア	84	61
その他の無形固定資産	90	104
前払年金費用	-	3
繰延税金資産	1,104	824
債務保証見返	3,854	3,582
貸倒引当金	△ 5,345	△ 4,966
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,112)	(△ 2,503)
資産の部合計	578,368	617,576

(注) 1. 動産、不動産の減価償却累計額
2019年度4,329百万円 2020年度4,519百万円
2. 有形固定資産の圧縮記帳額 3百万円
3. 「貸倒引当金」は、資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示しております。

■ 貸借対照表 (負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	2019年度 (2020年3月31日現在)	2020年度 (2021年3月31日現在)
預 金 積 金	538,041	577,624
当 座 預 金	18,703	9,561
普 通 預 金	204,409	248,890
貯 蓄 預 金	1,284	1,258
通 知 預 金	19,002	23,012
定 期 預 金	262,770	263,560
定 期 積 金	28,411	27,913
その他の預金	3,460	3,426
譲 渡 性 預 金	-	-
借 用 金	12,800	12,600
借 入 金	12,800	12,600
その他負債	1,436	743
未決済為替借	164	143
未払費用	271	249
給付補填備金	59	22
未払法人税等	646	32
前受収益	106	107
払戻未済金	10	16
資産除去債務	26	24
その他の負債	151	146
賞与引当金	101	100
役員賞与引当金	8	8
退職給付引当金	49	-
役員退職慰労引当金	143	124
睡眠預金払戻損失引当金	13	11
偶発損失引当金	81	100
繰延税金負債	-	-
再評価に係る繰延税金負債	218	218
債務保証	3,854	3,582
負債の部合計	556,749	595,112
会員勘定合計	21,941	22,338
出 資 金	2,717	2,695
普通出資金	2,717	2,695
利益剰余金	19,259	19,697
利益準備金	2,726	2,726
その他利益剰余金	16,533	16,970
特別積立金	13,555	15,555
(記念行事積立金)	(431)	(431)
(経営基盤強化積立金)	(1,500)	(1,700)
(顧客利便性向上等積立金)	(1,600)	(1,700)
当期末処分剰余金	2,978	1,415
処分未済持分	△ 35	△ 54
評価・換算差額等合計	△ 322	126
その他有価証券評価差額金	△ 708	△ 260
土地再評価差額金	386	386
純資産の部合計	21,619	22,464
負債及び純資産の部合計	578,368	617,576

注記事項

貸借対照表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～50年
その他 3年～20年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 当金庫の貸倒引当金は、理事会の承認を得ている「償却・引当事務取扱規程」に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
なお、金額が一定額以上の特異なリスク特性を有する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、当該債権の特性を踏まえ、回収の危険性に応じて債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
また、破綻懸念先債権に相当する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるとある一定の金額以上の債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で算出した金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、営業店および関係部署の協力の下に営業部店サポート部（資産査定部署）が資産査定を統括しております。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数値計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数値計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1)制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）
①年金資産の額 1,575,980百万円
②年金財政計算上の数値債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,718,649百万円
差引額 ①－② △142,668百万円
(2)制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月分） 0.2546%
(注) 掛金拠出割合の端数は小数点以下第5位を四捨五入しております。
(3)補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表と、当該償却に充てられる特別掛金47百万円を費用処理しております。
また、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定するため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠障害払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 4,966百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
また、新型コロナウイルス感染症は、その収束に相応の時間を要するため、営業基盤である宮城県内の経済活動に一定の影響を与え、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」にも影響を与えると仮定しております。
したがって、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、上記新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、新型コロナウイルス感染症による影響を含め、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定に変化が生じた場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金の重要な影響を及ぼす可能性があります。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 344百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 4,519百万円
17. 有形固定資産の圧縮記憶額 3百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は372百万円、延滞債権額は7,603百万円あります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由に

- より元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は660百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、全利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,635百万円あります。
なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は777百万円あります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 13,000 百万円
有価証券 3,990 百万円
その他資産 0 百万円
担保資産に対応する債務
預金積金 1,790 百万円
借入金 12,600 百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金36,000百万円を差し入れております。
24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成13年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年5月2日法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国稅庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行なって算出しております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 398百万円
25. 出資1口当たりの純資産額 425円35銭
26. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。なお、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、対象残高が僅少のため、特段のリスク回避策はとっておりません。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、理事会において決定された「信用リスク管理方針」に基づき、信用リスクに関する具体的な管理方法を定めた「信用リスク管理規程」や「融資事務取扱規程」等に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業部店のほかお客さま支援部により行われ、与信管理の状況については、営業部店サポート部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。なお、総体的な信用リスクの管理状況については、定期的なリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
②市場リスクの管理
(a)金利リスクの管理
当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理し、理事会において決定された「市場リスク管理方針」に基づき、市場リスクに関する具体的な管理方法を定めた「市場リスク管理規程」や「余裕資金運用基準」等に従い、日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。なお、総体的な金利リスクの管理状況については、定期的なリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
(b)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
(c)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された「市場リスク管理方針」に基づき、市場リスクに関する具体的な管理方法を定めた「市場リスク管理規程」に従い行われております。このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。当金庫で保有している株式は、純投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。なお、総体的な価格変動リスクの管理状況については、定期的なリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
(d)市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実に資する金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっては、定量的分析に利用しております。当該変動額の算出に当たっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利日に応じて適切な期間に繰上を分解し、期間ごとの金利変動額を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい、日本円金利の場合、1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は13,806百万円減少するものと把握しております。ただし、当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、理事会において決定された「流動性リスク管理方針」に基づき、流動性リスクに関する具体的な管理方法を定めた「流動性リスク管理規程」や「余裕資金運用基準」に従い、日常的には経営企画部において資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス等をモニタリング・調整することにより流動性リスクを管理しております。

なお、総合的な流動性リスクの管理状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております（償還・返済予定額については（注3）、（注4）参照）。

残高および時価情報 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金（※1）	180,526	180,812	285
(2)買入金銭債権	1,412	1,412	△0
(3)有価証券	84,549	84,640	91
満期保有目的の債券	9,590	9,682	91
その他有価証券	74,958	74,958	—
(4)貸出金（※1）	328,389	333,949	5,560
(引当金控除前)	(333,337)		
貸倒引当金（※2）	△4,948		
金 融 資 産 計	594,877	600,814	5,936
(1)預金（※1）	577,624	577,775	151
(2)借入金（※1）	12,600	12,631	31
金 融 負 債 計	590,224	590,407	183

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

2)買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については28.から30.に記載しております。

4)貸出金

貸出金は、以下の(i)~(iii)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(i)破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。）

(ii)(i)以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

(iii)(i)以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。

2)借入金

固定金利によるもので、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	47
組合出資金（※2）	118
合 計	166

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（※1）	63,000	65,275	—	—
買入金銭債権	79	1,270	62	—
有価証券	1,567	2,577	15,806	49,877
満期保有目的の債券	—	—	—	9,302
その他有価証券のうち満期があるもの	1,567	2,577	17,806	40,575
貸出金（※2）	43,995	99,164	90,061	67,820
合 計	108,643	168,287	107,929	117,697

(※1) 預け金のうち要求払預金を含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※3）	264,460	23,380	0	227
借入金	200	10,800	1,000	600
合 計	264,660	34,180	1,000	827

(※3) 預金積金のうち、要求払預金、期流れ分等、期間の定めがないものは含めておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的有価証券 該当ありません

(2)満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	2,841	2,939	97
	社 債	2,865	2,967	101
	そ の 他	—	—	—
	小 計	5,707	5,906	199
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	3,688	3,580	△108
	社 債	194	194	△0
	そ の 他	—	—	—
	小 計	3,883	3,775	△108
合 計		9,590	9,682	91

(3)その他有価証券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	552	498	54
	債 券	21,275	21,128	147
	国 債	510	509	1
	地 方 債	4,299	4,275	23
	社 債	16,465	16,343	122
そ の 他	10,103	9,815	288	
小 計	31,932	31,442	490	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	244	371	△126
	債 券	40,838	41,506	△667
	国 債	28,910	29,469	△558
	地 方 債	6,826	6,880	△54
	社 債	5,102	5,155	△53
そ の 他	1,943	2,000	△56	
小 計	43,026	43,877	△851	
合 計		74,958	75,319	△361

29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	499	9	81
債 券	8,435	34	0
国 債	8,435	34	0
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	8,987	329	—
合 計	17,922	373	81

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、67,280百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが28,198百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（1年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業績等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,096百万円
偶発損失引当金	28
固定資産減損処理額	24
賞与引当金	28
未収利息不計上額	48
役員退職慰労引当金	34
減価償却額	28
有価証券評価差損	101
その他	44
繰延税金資産小計	1,435
評価性引当額	△611
繰延税金資産合計	824
繰延税金負債	
資産除去債務	0
繰延税金負債合計	0
繰延税金資産(負債)の純額	824百万円

33. 表示方法の変更

当事業年度の年度末より、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）を適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

財務諸表

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日)	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日)
経常収益	6,948	6,292
資金運用収益	5,570	5,484
貸出金利息	4,832	4,510
預け金利息	194	150
有価証券利息配当金	497	776
その他の受入利息	46	47
役務取引等収益	692	677
受入為替手数料	433	407
その他の役務収益	259	269
その他業務収益	639	71
外国為替売買益	-	0
国債等債券売却益	639	65
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	0	5
その他経常収益	45	58
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	-	-
株式等売却益	17	38
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	27	20
経常費用	7,773	5,612
資金調達費用	136	99
預金利息	102	77
給付補填備金繰入額	25	13
譲渡性預金利息	-	-
借入金利息	7	7
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	562	480
支払為替手数料	129	120
その他の役務費用	433	359
その他業務費用	52	2
外国為替売買損	0	-
国債等債券売却損	11	0
国債等債券償還損	39	-
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	2	2
経費	4,378	4,060
人件費	1,994	1,946
物件費	2,179	1,975
税金	204	138
その他経常費用	2,642	968
貸倒引当金繰入額	2,406	724
(うち個別貸倒引当金繰入額)	(1,594)	(495)
貸出金償却	8	9
株式等売却損	144	81
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	83	153
経常利益	△ 825	680
特別利益	1,265	-
固定資産処分益	1,265	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	29	1
固定資産処分損	29	1
減損損失	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	410	678
法人税、住民税及び事業税	711	81
法人税等調整額	△ 620	106
当期純利益	318	491
繰越金(当期末残高)	977	924
本店整備積立金取崩額	1,000	-
土地再評価差額金取崩額	682	-
当期末処分剰余金	2,978	1,415

■ 損益計算書の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 9円14銭
- 「その他の経常費用」には、信用保証協会の責任共有制度に係る負担金 114,888千円を含んでおります。

■ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	2019年度	2020年度
当期末処分剰余金	2,978	1,415
繰越金(当期末残高)	977	924
当期純利益	318	491
本店整備積立金取崩額	1,000	-
土地再評価差額金取崩額	682	-
計	2,978	1,415
剰余金処分額	2,053	453
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	53	53
特別積立金	2,000	400
(うち顧客利便性向上等積立金)	100	-
(うち経営基盤強化積立金)	200	200
繰越金(当期末残高)	924	962

剰余金処分

当期純利益491百万円と繰越金(当期末残高)924百万円の合計1,415百万円を次のように処分しました。

- 出資に対する配当金53百万円(配当率2%)。(普通配当2%)
 - 特別積立金400百万円
- その結果、繰越金(当期末残高)は962百万円となっております。

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性を確認しております。

2021年6月16日
杜の都信用金庫
理事長 星 倫市

預金業務の状況

■ 預金積金科目別期末残高

(単位：百万円、%)

	2020年3月31日		2021年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
当座預金	18,703	3.4	9,561	1.6
普通預金	204,409	37.9	248,890	43.0
貯蓄預金	1,284	0.2	1,258	0.2
通知預金	19,002	3.5	23,012	3.9
別段・納税準備預金	3,460	0.6	3,426	0.5
定期預金	262,770	48.8	263,560	45.6
固定金利定期預金	262,721	48.8	263,516	45.6
変動金利定期預金	49	0.0	44	0.0
定期積金	28,411	5.2	27,913	4.8
その他預金	-	-	-	-
合計	538,041	100.0	577,624	100.0
会員預金	175,396	32.5	201,108	34.8
会員外預金	362,644	67.4	376,515	65.1

■ 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	2020年3月31日		2021年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
法人預金	201,082	37.3	214,083	37.0
公金	74,235	13.7	65,636	11.3
金融機関	4,873	0.9	5,934	1.0
一般法人	121,972	22.6	142,513	24.6
個人預金	336,959	62.6	363,540	62.9
合計	538,041	100.0	577,624	100.0

為替業務の状況

■ 内国為替取扱高

(単位：百万円)

		2019年度		2020年度	
		件数	金額	件数	金額
為替	仕向為替	819,139	644,475	774,211	515,244
	被仕向為替	1,026,326	678,604	1,029,956	588,589
代金取立	仕向為替	6,497	8,638	5,270	6,576
	被仕向為替	9,411	13,486	7,994	11,150

貸出業務の状況

■ 貸出金科目別期末残高

(単位：百万円、%)

	2020年3月31日		2021年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
割引手形	855	0.2	777	0.2
手形貸付	13,134	4.1	12,752	3.8
証書貸付	268,586	84.7	290,740	87.2
当座貸越	34,349	10.8	29,067	8.7
合計	316,926	100.0	333,337	100.0

■ 預金・譲渡性預金科目別平均残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
流動性預金	207,537	236,696
有利息預金	187,145	212,431
定期性預金	299,809	299,763
固定金利定期預金	270,919	272,035
変動金利定期預金	50	47
その他の預金	1,618	1,499
小計	508,964	537,959
譲渡性預金	-	-
合計	508,964	537,959

■ 役員一人当り預金・貸出金残高

(単位：百万円)

	2020年3月31日	2021年3月31日
預金残高	1,985	2,213
増減率	1.6%	11.4%
貸出金残高	1,169	1,277
増減率	△7.5%	9.2%

■ 一店舗当り預金・貸出金残高

(単位：百万円)

	2020年3月31日	2021年3月31日
預金残高	19,927	22,216
貸出金残高	11,738	12,820

貸出業務の状況

貸出金金利別残高

(単位：百万円)

	2020年3月31日	2021年3月31日
貸出金	316,926	333,337
変動金利	182,788	155,277
固定金利	134,138	178,060

業種別・会員・会員外別貸出金残高

(単位：百万円、%)

業種	2020年3月31日		2021年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
製造業	5,813	1.8	6,653	1.9
農業、林業	2,458	0.7	2,471	0.7
漁業	406	0.1	360	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	40	0.0	58	0.0
建設業	27,731	8.7	31,910	9.5
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-
情報通信業	852	0.2	942	0.2
運輸業、郵便業	3,396	1.0	4,193	1.2
卸売業、小売業	14,471	4.5	16,183	4.8
金融業、保険業	3,957	1.2	4,356	1.3
不動産業	88,519	27.9	82,554	24.7
物品賃貸業	868	0.2	1,008	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	489	0.1	696	0.2
宿泊業	2,562	0.8	2,961	0.8
飲食業	4,803	1.5	6,411	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	1,992	0.6	2,704	0.8
教育、学習支援業	2,007	0.6	2,152	0.6
医療、福祉	6,464	2.0	6,807	2.0
その他のサービス	16,471	5.1	19,386	5.8
小計	183,308	57.8	191,812	57.5
地方公共団体	71,687	22.6	83,500	25.0
個人(住宅消費・納税資金等)	61,930	19.5	58,024	17.4
合計	316,926	100.0	333,337	100.0
会員外貸出	92,283	27.6	102,090	30.6
会員貸出	224,643	70.8	231,247	69.3

*業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費資金残高

(単位：百万円)

	2020年3月31日		2021年3月31日	
	件数	金額	件数	金額
消費資金残高	31,711	27,094	28,191	23,765
消費者ローン残高	30,006	25,374	26,790	22,447

住宅資金残高

(単位：百万円)

	2020年3月31日		2021年3月31日	
	件数	金額	件数	金額
住宅資金残高	2,615	32,277	2,487	31,201
住宅ローン残高	2,098	29,730	2,035	28,893

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期繰入額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2019年度	1,420	2,233	-	1,420	2,233
	2020年度	2,233	2,462	-	2,233	2,462
個別貸倒引当金	2019年度	2,659	3,112	1,141	1,518	3,112
	2020年度	3,112	2,503	1,104	2,008	2,503
合計	2019年度	4,080	5,345	1,141	2,939	5,345
	2020年度	5,345	4,966	1,104	4,241	4,966

*当金庫では、自己資本比率算定に当たり偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

リスク管理債権

13ページに掲載しております。

金融再生法に基づく開示債権

13ページに掲載しております。

特定海外債権残高

該当ございません。

貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

	2020年3月31日		2021年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
設備資金	149,141	47.0	141,166	42.3
運転資金	167,784	52.9	192,170	57.6
合計	316,926	100.0	333,337	100.0

貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

	2020年3月31日	2021年3月31日
当金庫預金積金	1,878	1,604
有価証券	-	-
動産	243	202
不動産	114,480	110,478
その他	-	-
小計	116,601	112,285
信用保証協会・信用保険	29,367	53,046
保証	28,362	26,893
信用	142,594	141,112
合計	316,926	333,337

債務保証見返額担保別内訳

(単位：百万円)

	2020年3月31日	2021年3月31日
当金庫預金積金	56	56
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	2,812	2,671
その他	-	-
小計	2,869	2,728
信用保証協会・信用保険	38	35
保証	1	0
信用	945	817
合計	3,854	3,582

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

	2020年3月31日	2021年3月31日
信金中央金庫	3,325	3,072
日本政策金融公庫	246	228
独)環境再生保全機構	134	134
独)住宅金融支援機構	5,646	5,254
独)福祉医療機構	373	306
独)中小企業基盤整備機構	82	63
合計	9,808	9,060

貸出金償却額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
貸出金償却額	8	9

有価証券に関する状況

■ 有価証券期末残高

(単位：百万円、%)

	2020年3月31日		2021年3月31日	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
国債	23,602	33.2	29,421	34.7
地方債	12,511	17.6	17,656	20.8
社債	22,578	31.8	24,627	29.0
株式	720	1.0	844	0.9
外国証券	8,178	11.5	9,352	11.0
その他の証券	3,404	4.7	2,813	3.3
合計	70,995	100.0	84,715	100.0

■ 有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

	2019年度		2020年度	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
国債	8,551	17.4	28,102	32.9
地方債	7,785	15.8	16,209	19.0
社債	22,528	45.9	23,680	27.7
株式	1,140	2.3	822	0.9
外国証券	6,599	13.4	13,506	15.8
その他の証券	2,471	5.0	2,927	3.4
合計	49,076	100.0	85,250	100.0

■ 商品有価証券期末残高・平均残高

該当ございません。

■ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

	2019年度								2020年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	205	513	-	-	-	22,883	-	23,602	507	3	-	-	-	28,910	-	29,421
地方債	142	312	290	-	-	11,765	-	12,511	162	288	304	-	-	16,900	-	17,656
社債	1,077	1,096	637	9,197	6,321	4,247	-	22,578	900	498	1,466	10,509	5,390	5,863	-	24,627
株式	-	-	-	-	-	-	720	720	-	-	-	-	-	-	844	844
外国証券	-	-	-	-	-	-	8,178	8,178	-	-	-	-	-	-	9,352	9,352
その他の証券	-	-	-	-	1,907	-	1,497	3,404	-	-	-	-	1,943	-	870	2,813
合計	1,425	1,922	928	9,197	8,228	38,896	10,396	70,995	1,569	790	1,770	10,509	7,333	51,674	11,067	84,715

■ 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	2,910	3,070	159	2,841	2,939	97
	社債	3,156	3,271	114	2,865	2,967	101
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	6,067	6,342	274	5,707	5,906	199
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	3,709	3,592	△116	3,688	3,580	△108
	社債	-	-	-	194	194	△0
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	3,709	3,592	△116	3,883	3,775	△108
合計	9,776	9,934	158	9,590	9,682	91	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	234	231	2	552	498	54
	債 券	12,179	12,124	54	21,275	21,128	147
	国 債	2,500	2,486	13	510	509	1
	地 方 債	1,725	1,712	13	4,299	4,275	23
	社 債	7,953	7,925	27	16,465	16,343	122
	そ の 他	718	665	52	10,103	9,815	288
	小 計	13,132	13,022	109	31,932	31,442	490
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	439	709	△ 270	244	371	△ 126
	債 券	36,736	37,121	△ 384	40,838	41,506	△ 667
	国 債	21,102	21,363	△ 260	28,910	29,469	△ 558
	地 方 債	4,165	4,207	△ 41	6,826	6,880	△ 54
	社 債	11,467	11,550	△ 82	5,102	5,155	△ 53
	そ の 他	10,727	11,165	△ 438	1,943	2,000	△ 56
	小 計	47,902	48,996	△ 1,093	43,026	43,877	△ 851
	合 計	61,034	62,018	△ 983	74,958	75,319	△ 361

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	47	47
組 合 出 資 金	137	118
合 計	184	166

(注) 組合出資金には、匿名組合出資金及び投資事業有限責任組合出資金を計上しております。

■ 金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

3. その他の金銭の信託

該当ございません。

■ デリバティブ取引時価情報

該当ございません。

■ 公共債引受額

(単位：百万円)

科 目	2019年度	2020年度
国 債	-	-
(窓 販 実 績)	(42)	(52)
地 方 債	155	155
(窓 販 実 績)	(3)	(3)
政 府 保 証 債	38	-
合 計	193	155

(注) 窓販実績には個人向け国債及び新窓販国債の応募金額を含んでおります。

損益の状況

■ 資金運用収支の状況及び業務粗利益及び粗利益率 (単位：百万円)

	2019年度	2020年度
資金運用収支	5,433	5,385
資金運用収益	5,570	5,484
資金調達費用	136	99
役務取引等収支	129	197
役務取引等収益	692	677
役務取引等費用	562	480
その他の業務収支	587	68
その他業務収益	639	71
その他業務費用	52	2
業務粗利益	6,150	5,651
業務粗利益率 (%)	1.15	1.00

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用 (2019年度 - 千円、2020年度 - 千円) を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 業務純益 (単位：百万円)

	2019年度	2020年度
業務純益	983	1,413
実質業務純益	1,796	1,642
コア業務純益	1,206	1,577
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,059	1,308

(注) . 「実質業務純益」「コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (令和元年9月13日) による改正を受け、2019年度より開示しております。

1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ その他業務収支の内訳 (単位：百万円)

	2019年度	2020年度
その他業務収益	639	71
外国為替売買益	-	0
国債等債券売却益	639	65
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	0	5
その他業務費用	52	2
外国為替売買損	0	-
国債等債券売却損	11	0
国債等債券償還損	39	-
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	2	2
その他業務利益	587	68

■ 役務取引等収支の内訳 (単位：百万円)

	2019年度	2020年度
役務取引等収益	692	677
受入為替手数料	433	407
その他の受入手数料	259	269
役務取引等費用	562	480
支払為替手数料	129	120
その他の支払手数料	66	16
その他の役務取引等費用	366	343

■ 経費の内訳 (単位：百万円)

	2019年度	2020年度
人件費	1,994	1,946
報酬給料手当	1,603	1,534
退職給付費用	149	191
その他	241	220
物件費	2,179	1,975
事務費	806	718
旅費・交通費	4	0
通信費	54	54
事務機械賃借料	8	16
事務委託費	505	479
固定資産費	354	350
土地建物賃借料	71	93
保安全管理費	228	210
事業費	383	332
広告宣伝費	298	264
交際費・寄贈費・諸会費	59	42
人事厚生費	33	19
減価償却費	440	394
預金保険料	161	160
税金	204	138
合計	4,378	4,060

■ 資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	2019年度			2020年度		
	平均残高	利息	利回り (%)	平均残高	利息	利回り (%)
資金運用勘定	533,548	5,570	1.04	564,767	5,484	0.97
うち貸出金	319,426	4,832	1.51	322,537	4,510	1.39
うち預け金	162,755	194	0.11	154,227	150	0.09
うち有価証券	49,076	497	1.01	85,250	776	0.91
資金調達勘定	521,879	136	0.02	551,172	99	0.01
うち預金積金	508,964	128	0.02	537,959	91	0.01
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	12,915	7	0.05	13,213	7	0.05

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(2019年度283百万円、2020年度311百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

■ 受取・支払利息の増減

(単位：百万円)

	2019年度			2020年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 289	△ 0	△ 290	372	△ 457	△ 85
うち貸出金	△ 207	△ 157	△ 365	43	△ 365	△ 322
うち預け金	58	△ 46	11	△ 8	△ 34	△ 43
うち有価証券	△ 130	194	63	329	△ 50	278
支払利息	3	△ 2	1	5	△ 41	△ 36
うち預金積金	3	△ 8	△ 5	4	△ 41	△ 36
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	0	5	6	0	△ 0	△ 0

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて投分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

■ 最近5事業年度の主要な経営指標の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益 (百万円)	8,045	7,804	7,715	6,948	6,292
経常利益 (百万円)	1,850	1,812	974	△ 825	680
当期純利益 (百万円)	1,253	1,316	649	318	491
出資総額 (百万円)	2,721	2,709	2,726	2,717	2,695
出資総口数 (千口)	54,428	54,193	54,529	54,347	53,912
純資産額 (百万円)	21,186	22,004	22,548	21,619	22,464
総資産額 (百万円)	495,579	549,637	568,039	578,368	617,576
預金積金残高 (百万円)	450,500	514,205	527,605	538,041	577,624
貸出金残高 (百万円)	299,182	341,316	341,727	316,926	333,337
有価証券残高 (百万円)	97,351	61,741	72,436	70,995	84,715
単体自己資本比率 (%)	8.35	8.13	8.51	9.09	9.93
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
役員数 (人)	15	11	13	13	12
うち常勤役員数 (人)	12	8	10	10	9
職員数 (人)	313	297	270	261	253
会員数 (人)	41,894	42,736	43,126	42,933	42,605

(注) 1. 自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

経営指標

■ 利益率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	△ 0.15	0.11
総資産当期純利益率	0.05	0.08

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 預証率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
期末預証率	13.19	14.66
期中平均預証率	9.64	15.84

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

■ 利鞘

(単位：%)

	2019年度	2020年度
資金運用利回	1.04	0.97
資金調達原価率	0.86	0.74
総資金利鞘	0.18	0.23

■ 預貸率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
期末預貸率	58.90	57.70
期中平均預貸率	62.76	59.95

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示）

事業年度の開示事項

■ (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,887	22,284
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,717	2,695
うち、利益剰余金の額	19,259	19,697
うち、外部流出予定額 (△)	53	53
うち、上記以外に該当するものの額	△ 35	△ 54
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,314	2,563
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,314	2,563
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	108	81
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	24,311	24,929
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	175	165
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	175	165
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	3
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	175	169
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	24,135	24,760
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	254,475	238,606
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 820	△ 820
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	604	604
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,953	10,666
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	265,429	249,273
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.09%	9.93%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額の合計	254,475	10,179	238,606	9,544
① 標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	249,741	9,989	234,395	9,375
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	445	17	536	21
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	34,555	1,382	35,826	1,433
法人等向け	90,911	3,636	83,879	3,355
中小企業等向け及び個人向け	59,138	2,365	50,832	2,033
抵当権付住宅ローン	5,445	217	5,722	228
不動産取得等事業向け	12,565	502	13,092	523
3ヵ月以上延滞等	6,231	249	5,235	209
取立未済手形	20	0	20	0
信用保証協会等による保証付	1,226	49	1,298	51
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	0	0	0	0
出資等	1,126	45	1,036	41
出資等のエクスポージャー	1,126	45	1,036	41
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	38,074	1,522	36,915	1,476
他の金融機関等の対象資本等調達手 段のうち対象普通出資等及びその他 TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出 資等であってコア資本に係る調 整項目の額に算入されなかつ た部分に係るエクスポージャー	2,119	84	2,119	84
特定項目のうち調整項 目に算入されない部分 に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有している他の金融機 関等に係るその他TLAC関連 調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有していない他の金融機 関等に係るその他TLAC関連調達手段のうち、そ の他TLAC関連調達手段に係る5%基 準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	33,578	1,343	32,420	1,296
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	STC要件適用分	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポージャー	5,554	222	5,031	201
リスク・スルー方式	5,554	222	5,031	201
マウント方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスク・アセ ットの額に算入されるものの額	604	24	604	24
⑤ 他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額 の合計額を8%で除して得た額	10,953	438	10,666	426
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	265,429	10,617	249,273	9,970

【自己資本調達手段・自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

当金庫の自己資本は、会員の皆さまを出資者とする普通出資金と、毎年の利益から積み立てている内部留保(積立金など)と、一般貸倒引当金等から構成されています。

2021年3月期における当金庫の自己資本額は247億円、自己資本比率は9.93%で、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

今後とも、より多くのお客さまにお取り引きいただきますとともに、単年度及び中期的な収支計画に基づく業務運営により、適正な期間収益をあげ、内部留保することにより、自己資本の充実を図ってまいります。

用語解説
(1)

《リスク・アセット》

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。

《抵当権付住宅ローン》

住宅ローンの中で、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。

《不動産取得等事業者》

不動産の取得又は運用を目的とした事業者を指します。

《証券化エクスポージャー》

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産のことです。

《オペレーショナル・リスク》

金庫の業務上において不適切な処理等(事務リスク、システムリスク、風評リスク等)で生じる事象により損失を被るリスクのことをいいます。

《TLAC》

「Total Loss-Absorbing Capacity」の略で、「総損失吸収力」のことです。日米欧などの金融当局で構成する金融安定理事会(FSB)が制定した新たな資本規制の基準です。破綻した場合に金融市場への影響が大きい巨大銀行に対して、経営難に陥った際に公的資金で救済しなくてもすむように、資本等の積み増しを求める規制です。

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■ (3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(地域別・業種別・残存期間別)

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー										3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		株式等その他		2019年度	2020年度
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国 内	574,295	612,548	322,062	338,211	59,022	72,225	-	-	193,210	202,112	7,545	5,383
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	574,295	612,548	322,062	338,211	59,022	72,225	-	-	193,210	202,112	7,545	5,383
製造業	10,867	11,369	5,858	6,698	4,299	4,299	-	-	709	371	105	61
農業、林業	2,458	2,471	2,458	2,471	-	-	-	-	-	-	2,356	2,349
漁業	406	360	406	360	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 採砂利採取業	40	58	40	58	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	28,636	33,019	28,036	32,319	600	700	-	-	-	-	985	721
電気・ガス・ 熱供給・水道業	9,651	10,067	-	-	9,419	9,717	-	-	231	350	-	-
情報通信業	858	948	852	942	-	-	-	-	6	6	9	-
運輸業、郵便業	4,237	6,129	3,402	4,199	833	1,779	-	-	2	150	103	75
卸売業、小売業	14,629	16,511	14,629	16,311	-	200	-	-	-	-	620	149
金融業、保険業	179,714	187,943	4,090	4,479	2,673	2,445	-	-	172,950	181,017	13	0
不動産業	93,332	87,969	88,747	82,781	4,552	5,156	-	-	32	32	1,632	745
物品賃貸業	888	1,028	888	1,028	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	489	696	489	696	-	-	-	-	-	-	17	10
宿泊業	2,595	2,961	2,595	2,961	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	4,803	6,411	4,803	6,411	-	-	-	-	-	-	221	132
生活関連サービス業、 娯楽業	2,010	2,722	2,010	2,722	-	-	-	-	0	0	44	42
教育、学習支援業	2,007	2,152	2,007	2,152	-	-	-	-	-	-	96	60
医療、福祉	6,464	6,817	6,464	6,817	-	-	-	-	-	-	25	24
その他のサービス	18,290	21,041	18,286	21,038	-	-	-	-	3	3	308	156
国・地方公共団体等	110,626	134,457	71,687	83,500	36,631	47,914	-	-	2,307	3,042	-	-
個人	63,087	59,119	63,087	59,119	-	-	-	-	-	-	1,005	854
その他	18,202	18,294	1,223	1,145	11	11	-	-	16,966	17,136	-	-
業種別合計	574,295	612,548	322,062	338,211	59,022	72,225	-	-	193,210	202,112	7,545	5,383
1年以下	168,076	158,790	43,549	45,013	1,423	1,568	-	-	123,103	112,208	-	-
1年超3年以下	99,182	121,669	50,262	54,877	1,920	792	-	-	47,000	66,000	-	-
3年超5年以下	40,588	46,503	39,661	44,396	927	1,787	-	-	-	320	-	-
5年超7年以下	44,981	52,551	35,268	41,720	9,226	10,464	-	-	486	367	-	-
7年超10年以下	44,139	53,692	37,563	48,340	6,337	5,352	-	-	237	-	-	-
10年超	110,621	120,200	71,297	67,820	39,186	52,261	-	-	137	118	-	-
期間の定めのないもの	66,705	59,140	44,460	36,043	-	-	-	-	22,245	23,097	-	-
残存期間別合計	574,295	612,548	322,062	338,211	59,022	72,225	-	-	193,210	202,112	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引には、デリバティブ取引を含みません。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

① 【リスク管理の方針及び手続きの概要】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫は、信用リスク管理方針に基づき「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクに関する基本認識及び管理体制等を明確にし、また、融資事務取扱規程には与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を定め、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底に取り組んでおります。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しておりますが、SDBの活用等による信用リスクの計量化に向けた体制整備を進めております。また、与信ポートフォリオ管理として同一業種・同一取引先等に対する与信集中の回避にも注力し、特に大口与信先については中間管理の徹底を図っております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的にリスク管理委員会での協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

② 【リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者】

信用格付業者は以下の5社を採用しております。なお、エクスポージャーの種類毎に信用格付業者の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・ジャパン株式会社
- ムーディーズSFジャパン株式会社
- S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※本開示は、41ページを参照願います。

用語解説
(2)

《デリバティブ取引》

有価証券や通貨等の金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。(先物、先渡し、スワップ、オプション等)

《SDB》

信金中央金庫の「信用金庫の中小企業信用リスクデータベース」の略称です。

《リスク・ウェイト》

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

《信用格付業者》

金融機関がリスクを算出するにあたって用いることができる格付を付与する格付業者のことです。金融商品取引法に基づき、適格性の基準を満たした信用格付業者は、金融庁に登録されます。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額		2019年度 2020年度	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度		
製造業	43	39	△13	△3	-	-
農業、林業	4	4	4	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	△0	0	-	-
建設業	512	578	△297	65	-	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	9	0	4	△8	-	-
運輸業、郵便業	23	97	21	73	-	-
卸売業、小売業	438	271	232	△166	-	-
金融業、保険業	6	1	△0	△4	-	-
不動産業	645	425	376	△220	-	0
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門技術サービス業	18	14	7	△4	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	157	123	△11	△34	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	18	28	△10	10	-	-
教育、学習支援業	20	37	20	17	-	-
医療、福祉	89	85	87	△3	-	-
その他のサービス	270	153	75	△116	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	851	638	△44	△212	8	9
合計	3,112	2,503	452	△609	8	9

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ (4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,883	1,680	10,888	10,819	-	-
① ソブリン向け		-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け		-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け		545	679	-	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け		1,126	828	9,225	9,042	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン		-	3	1,331	1,471	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け		20	20	-	-	-	-
⑦ 3ヵ月以上延滞等		1	4	29	26	-	-
⑧ その他		190	144	302	278	-	-

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 「貸出金と自金庫預金の相殺」により信用リスクを削減した額は含めておりません。

3. 「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会等のことです。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

当金庫では、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から与信審査を行っており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けと認識し、担保・保証に過度に依存しない与信審査の取り組みに徹しております。

なお、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取り扱い、及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、この場合においても当金庫が定める「信用金庫取引約定書」等により適切に取り扱っております。

信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府関係機関保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

用語解説
(3)

《信用リスク削減手法》

金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。ただし、パーゼルIIIにおけるリスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金・自金庫預金・国債等)、同保証(国・地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。

《クレジット・デリバティブ》

社債や貸付債権の信用リスクを定量化し、スワップやオプションの形にした金融商品のことで。

■ (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は該当ございません。

■ (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は該当ございません。

■ (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,291	1,291	1,191	1,191
非 上 場 株 式 等	1,971	1,971	1,952	1,952
合 計	3,263	3,263	3,144	3,144

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上場株式等には、「上場株式」、「株式関連投資信託」、「上場優先出資証券」が含まれております。

3. 非上場株式には、「時価のない株式」、「その他資産等に出資として計上されている非上場の出資」が含まれております。なお、これらについても貸借対照表計上額は「取得原価」で表示しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
売 却 益	17	38
売 却 損	144	81
償 却	0	0

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
評 価 損 益	△ 243	△ 11

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
評 価 損 益	—	—

【出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、その他資産勘定に計上している出資、上場優先出資証券、株式関連投資信託が該当します。

このうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、定期的にリスク管理委員会及び常勤理事会等へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、有価証券に係る投資方針及び余資運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理規程」や「余資運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社株式、政策投資株式及びその他資産勘定に計上している出資に関しては、個別取引毎に信用リスク、流動性リスクを勘案のうえ方針を決定しており、適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■ (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,498	11,481
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

(注) 1.ルック・スルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げる方式です。
 2.マンドート方式とは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。
 3.蓋然性方式とは、ファンドの組み入れ資産の加重平均リスク・ウェイトが250%又は400%を下回る蓋然性が高いことを説明できる場合に、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 4.フォールバック方式とは、ファンド向け出資エクスポージャーに対してリスク・ウェイト1250%を適用する方式です。

■ (9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① [リスク管理の方針及び手続きの概要]

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク)の各リスクを含む幅広いリスクと捉え、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を踏まえ、組織体制や管理方法に関する規程をそれぞれに定め、リスクを認識し評価するとともに、リスク顕在化の未然防止、及び発生時の影響度の極小化に努めております。

事務リスクについては、「事務取扱要領」を整備し、これに基づく事務を励行することはもちろん、事務指導や研修体制の強化や牽制機能としての事務検証等にも取り組み、事務水準の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、システム監査等の実施により安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについても、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには金融商品販売における説明態勢の整備など、顧客保護の観点に基づいた管理態勢の整備に努めております。

なお、これらのオペレーショナル・リスクに関しては、リスク管理委員会において定期的に協議・検討が行われるとともに、必要に応じて理事会・常勤理事会に報告されております。

② [オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称]

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

用語解説 (4)

《信用リスク・アセットのみなし計算》

ファンド向け与信等の信用リスク・アセット算出に用いる手法。ファンド等の裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を対象エクスポージャーの信用リスク・アセットとする手法や、裏付け資産の構成を元に定まるリスク・ウェイトを対象エクスポージャーに適用する方法等をいいます。

《基礎的手法》

オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の1つです。

《事務リスク》

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正等を起こすことにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《システムリスク》

コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピュータシステムが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《法務リスク》

金庫経営、金庫取引等に係る法令・金庫内規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を被るリスクをいいます。

《人的リスク》

金庫経営における人事運営上の不公平・不公正やセクシャルハラスメント等の差別的な行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を被るリスクをいいます。

《有形資産リスク》

地震・台風・落雷等自然災害の発生や、強盗事件・火災等の発現によって、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《風評リスク》

当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐耐力、規模、成長性、利便性など当金庫の風評を形成する内容が劣化し、お客さまからみて当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより、当金庫の風評が低下するリスクをいいます。

■ (10) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末
1	上方パラレルシフト	13,806	10,826	148	△139
2	下方パラレルシフト	0	0	△148	139
3	ステイプ化	12,022	9,778		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	13,806	10,826	148	139
		ホ		へ	
		2020年度末		2019年度末	
8	自己資本の額	24,760		24,135	

① 【リスク管理の方針及び手続きの概要について】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、「統合的リスク管理規程」に基づき、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に計測し、リスク管理委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

② 【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要について】

金利リスクの算定については、以下の前提に基づいて算定・管理しております。

i. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項	
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.28年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	4.50年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	コア預金については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、考慮しておりません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	△EVEの集計にあたり、通貨間の相関等を考慮せず、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。 △NIIの集計にあたり、資産または負債に占める割合が5%未満等の通貨については、計測対象外としております。
スプレッドに関する前提	信用スプレッドは考慮しておりません。
内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは、使用しておりません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	2021年3月末の△EVE(最大値)は、外国証券及び預け金の残高増加により、前期末比で2,979百万円増加しております。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	2021年3月末の重要性テスト(金利リスク(△EVEの最大値)/自己資本の額)は、監督上の基準値である20%を超えておりますが、重要性テストのほか、自己資本の充実度の評価やストレステストなどを実施することにより、当金庫全体の金利リスクの影響を定期的に管理しております。
ii. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項	
金利ショックに関する説明	・自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去のストレス事象発生や、イールドカーブの形状変化による金利変動幅を参考に、当金庫全体の金利リスクの影響を定期的に管理しております。
金利リスク計測の前提及びその意味	・内部管理上、保有有価証券の金利リスクについて、分散共分散法によるVaR(保有期間：3ヵ月、観測期間：5年、信頼水準：99%)を計測しており、リスク量がリスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しており、月次でリスク管理委員会に報告しております。

用語解説(5)

《IRRBB》

Interest Rate Risk in the Banking Book

銀行勘定の金利リスク。市場リスクのうち、すべての金利感応資産・負債に係る金利リスクをいいます。

《△EVE》

IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

《コア預金》

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をいいます。

《△NII》

IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

開示項目記載ページ一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成しております。

単体ベースのディスクロージャー項目

(信用金庫法施行規則第132条に定める項目)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	22
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	22
(3) 事務所の名称及び所在地	54・55
2. 金庫の主要な事業の内容	26～29
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	2～5
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	45
① 経常収益	
② 経常利益または経常損失	
③ 当期純利益または当期純損失	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 役員数	
⑬ 職員数	
⑭ 会員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	44
イ. 業務純益	44
ウ. 資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	44
エ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び利鞘	44・45
オ. 受取利息及び支払利息の増減	45
カ. 総資産経常利益率	45
キ. 総資産当期純利益率	45
② 預金に関する指標	40
③ 貸出金等に関する指標	40・41・45
④ 有価証券に関する指標	42～45
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	19
(2) 法令遵守の体制	16・17
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	14・15
(4) 金融ADR制度への対応	20
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	36～39
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	13
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項	12・46～52
(4) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、 時価及び評価損益	42・43
① 有価証券	
② 金銭の信託	
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	41
(6) 貸出金償却の額	41
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または 損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている 場合にはその旨	39

6. 役職員の報酬体系の開示

(1) 対象役員	23
(2) 対象職員等	23

金融再生法第7条に基づく開示項目

資産査定公表	13
(金融再生法に基づく開示債権)	

自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項(告示)
(自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示)

定性的な開示事項(告示第2条第2項)

定量的な開示事項(告示第2条第3項)

事業年度の開示事項	46～52
(1) 自己資本の構成に関する事項	46
(2) 自己資本の充実度に関する事項	47
(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	48・49
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	49
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	50
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	50
(7) 出資等エクスポージャーに関する事項	50
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに 関する事項	51
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	51
(10) 金利リスクに関する事項	52

地域貢献に関する情報開示 4～11・14・15

1. 全般に関する事項

2. 預金に関する事項(地域からの資金調達の状況)
3. 貸出金に関する事項(地域への資金供給の状況)
4. 取引先への支援等(地域とのつながり)
5. その他運用に関する事項
6. 今期決算に関する事項(決算の概要)
7. 文化的・社会的貢献に関する事項
8. 地域貢献の体制整備

総代会等に関する情報開示

24・25

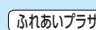
1. 総代会の仕組み
2. 総代候補者選考基準
3. 総代の選任方法
4. 総代会の決議事項等
5. 総代の氏名


連結ベースのディスクロージャー項目


該当ございません


営業店舗のご案内

店舗一覧

 平日/9:00～15:00迄 土曜日/9:00～15:00迄ご相談を承っております。

 貸金庫設置店



 スポーツくじ払戻業務取扱営業店舗
(お取扱時間 9:00～15:00)

 19歳未満の方の購入又は譲り受けは法律で
禁じられています。払戻金も受け取れません。


仙台市

店番号	店舗名	住所	電話	平日窓口 営業時間	キャッシュコーナーご利用時間	
					平日	土曜日・日曜日・祝日
001	本店営業部 	仙台市青葉区国分町三丁目5番30号	☎022-222-6010	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
008	宮町支店	仙台市青葉区宮町四丁目7番14号	☎022-222-9029	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
010	北仙台支店  	仙台市青葉区昭和町4番2号	☎022-271-1351	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
011	八幡町支店	仙台市青葉区八幡三丁目3番15号	☎022-261-2288	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
019	宮城町支店	仙台市青葉区愛子東一丁目5番22号	☎022-392-5846	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
017	高砂支店	仙台市宮城野区栄二丁目5番30号	☎022-259-3838	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
028	岩切支店 	仙台市宮城野区岩切字洞ノ口177番地の2	☎022-255-7811	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
029	福田町支店	仙台市宮城野区福田町二丁目4番16号	☎022-258-6115	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
003	連坊小路支店	仙台市若林区連坊小路137番地の1	☎022-266-2266	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
014	卸町支店 	仙台市若林区大和町五丁目10番10号	☎022-284-2626	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
016	六郷支店	仙台市若林区若林六丁目3番10号	☎022-285-2116	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
023	七郷支店 	仙台市若林区荒井三丁目5番地の7	☎022-288-9411	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
004	長町支店 	仙台市太白区長町一丁目3番32号	☎022-248-3581	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
013	西多賀営業部 	仙台市太白区西多賀三丁目5番31号	☎022-245-5311	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
018	中田支店	仙台市太白区東中田五丁目7番18号	☎022-242-1777	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
027	西中田支店 	仙台市太白区柳生七丁目3番地の8	☎022-306-5232	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
015	南光台支店	仙台市泉区南光台東一丁目1番1号	☎022-252-0211	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
020	泉中山支店 	仙台市泉区南中山三丁目1番地の4	☎022-379-4848	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
024	黒松駅前支店 	仙台市泉区旭丘堤二丁目18番27号	☎022-234-6111	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
025	泉中央支店 	仙台市泉区泉中央四丁目3番地の1	☎022-373-5561	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00

塩竈市

022	塩竈営業部 	塩竈市尾島町28番12号	☎022-362-1151	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
043	玉川支店	塩竈市東玉川町1番1号	☎022-364-0361	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
044	北支店 	塩竈市北浜四丁目8番8号	☎022-364-0351	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00

大崎市

021	古川支店 	大崎市古川七日町11番8号	☎0229-22-2271	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
-----	--	---------------	---------------	------------	------------	------------

多賀城市

042	多賀城支店 	多賀城市八幡三丁目14番17号	☎022-364-4646	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
-----	---	-----------------	---------------	------------	------------	------------

宮城郡

048	七ヶ浜支店 	宮城郡七ヶ浜町境山二丁目11番17号	☎022-366-7310	9:00～15:00	7:30～21:00	8:00～21:00
-----	---	--------------------	---------------	------------	------------	------------



このディスクロージャー誌は
植物油インキで印刷しています。



ホームページアドレス

<http://www.morinomiyako-shinkin.co.jp/>



杜の都信用金庫のシンボルマーク

デザインコンセプトは、地域や人々の生活に貢献する「杜の都信用金庫」をイメージしています。「杜」を表す伸びていくグリーンの帯(M)が、「地域・お客さま」を表す円を優しく包む構図は、地域社会やお客さまの未来や夢に力を惜しまず貢献する誓いの意味を込めております。

杜の都信用金庫は
「ベガルタ仙台」「東北楽天ゴールデンイーグルス」「仙台89ERS」の
オフィシャルスポンサーです。



©1999 VEGALTA



©Rakuten Eagles



©SENDAI 89ERS